

No.	意見 質問	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
1	質問	1	第1	1	(3)	事業の背景・目的	「…新たな処理工程や本事業用地内における未利用地の有効活用など、民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方法の提案についても期待するものである。」とありますが、優先交渉権者選定基準には、新たな運営方法の評価基準が明示されるとの理解でよろしいでしょうか。	評価基準については、今後公表する予定ですので、ご確認願います。
2	意見	1	第1	1	(3)	事業の背景・目的	現在、官側が取り組んだ場合の将来20年間の更新計画が開示されていません。 『官側が予定する20年間の標準的な改築工事計画一覧(金抜きでも可)』が今後開示されることを要望します。 (理由) ①アセットの標準的なライフ(例えば、耐用年数20年)に対し、民間がどれだけマネジメント出来たかの指標とするため。 (効果的判断) ①各社の提案時の内容評価の基準とするため。 ③事業期間中もしくは事業終了時に、この運営事業を評価するため。	市が本事業を自ら実施する場合に想定される改築対象施設については、募集要項等公表時に示す予定です。ただし、あくまで参考であり、事業者の提案及び運営権者が実施する改築を拘束するものではありません。
3	質問	2	第1	1	(4)	基本運営方針	「地域の資源や人材の活用」とありますが、地域と考える対象としては浜松市内との考えでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	質問	2	第1	1	(4)	基本運営方針	「…長期的に有効な省エネルギー技術又は発生汚泥の有効利用技術等を導入し、かつライフサイクルコストの縮減を図ること。」とありますが、必須ではなく運営権者の裁量に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	基本運営方針は、本事業をより適切に実施するため、運営権者に遵守を求める事業運営上最も重要な方針です。省エネルギー技術又は発生汚泥の有効利用技術の導入は、低炭素型の下水処理を実現するために、必要だと考えています。(実施手法については、運営権者の裁量に委ねます)
5	質問	2	第1	1	(4)	基本運営方針	「…立地地域における経済活動や環境と調和した地域に貢献する事業運営に努めること。」とありますが、運営権者の裁量に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	基本運営方針は、本事業をより適切に実施するため、運営権者に遵守を求める事業運営上最も重要と考える方針です。地域経済活動や地域貢献は、事業運営に対する市民の信頼性を高めるために、配慮が必要だと考えています。(実施手法については、運営権者の裁量に委ねます)
6	質問	2	第1	1	(6)	本事業の対象施設	2頁の欄外注釈に、「本事業の対象となる施設には、…ただし、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条に基づき定められた事業計画に示されたものに限る」とありますが、対象施設をご教示願います。	今後提案によって事業計画に示されたものとし、具体的には要求水準書(案)に示す予定です。
7	質問	2	第1	1	(6)	本事業の対象施設	対象外の管渠施設側との複合的な原因で生じたリスク(金銭面に限らず、事業運営自体も含めた)のリスク分担は如何になるのでしょうか?	基本的に、各施設で発生したリスクは、市、運営権者それぞれで対応する考えですが、原因が複合的なリスク事象により運営権者の負担が継続的に発生した場合は、市及び運営権者が協議して定めることを想定しています。
8	質問	2	第1	1	(6)	本事業の対象施設	本事業の対象となる施設は、①～③(欄外注釈含む)と記載されていますが、浜松市と運営権者の責任分界点をご教示願います。	西遠浄化センターにおける運営権者の責任範囲は、沈砂池ポンプ棟の緊急遮断ゲートから吐口までの範囲とします。 また、浜名・阿蔵ポンプ場については、ポンプ施設のみを運営権者の責任範囲とし、敷地内の流入管、圧送管は、市の管理とします。
9	質問	3	第1	1	(6)	本事業の対象施設	実施方針案の、本事業の対象施設より「③放流渠を含む各施設に附帯する施設」が削除されています。具体的に、各施設に附帯しているが運営権設定範囲外となる施設をご教示ください。	西遠浄化センターにおける運営権者の責任範囲は、沈砂池ポンプ棟の緊急遮断ゲートから吐口までの範囲とします。 また、浜名・阿蔵ポンプ場については、ポンプ施設のみを運営権者の責任範囲とし、敷地内の流入管、圧送管は、市の管理とします。
10	意見	3	第1	1	(8)	事業の範囲	管路の一部が含まれる等の所掌を明確にするため、所掌範囲(取合)を明記願います。(フローや要求水準書への記載でも可)	西遠浄化センターにおける運営権者の責任範囲は、沈砂池ポンプ棟の緊急遮断ゲートから吐口までの範囲とします。 また、浜名・阿蔵ポンプ場については、ポンプ施設のみを運営権者の責任範囲とし、敷地内の流入管、圧送管は、市の管理とします。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
11	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲	土木躯体及び建築物の耐震レベルは現在どのような状況ですか。	西遠浄化センターの耐震化は順次進めているが、一部の施設で耐震不足となっており、ただし、今後市が耐震化工事を実施する予定です。 また、浜名・阿蔵ポンプ場は、耐震診断の結果、問題ないと判断しています。
12	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲	上記に対して、耐震レベルが国の基準を満たしていない場合の設備更新を補助金で行う場合の考え方を教えてください。	沈砂池ポンプ棟に関して、運営権者が行う設備改築工事と調整したうえで市による耐震補強工事を行う予定です。その他施設に関しては、国の定める基準にしたがって行います。
13	意見	3	第1	1	(8)	事業の範囲	水処理施設上部で任意事業を行うことを提案した場合、躯体の構造照査において耐震上、問題があった場合は、補強工事は市で対応頂けますか。	任意事業による荷重条件の変化により、耐震性能が低下した場合の補強は、運営権者に対応していただく予定です。
14	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲	「・・・実施契約に委託禁止業務として定められた業務・・・」とありますが、委託禁止業務を具体的に教えてください。	募集要項等公表時に示す予定です。
15	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲	「再委託を行う上で運営権者が遵守すべき条件・手続は、要求水準書(案)、実施契約書(案)に示す」とあります。 事業の目的のひとつである「民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営」の実現のため、再委託先は運営権者の責任と裁量とし、改築、修繕及び維持を実施にあたっては、施設・設備の納入メーカー(ベンダー)にとらわれない条件となるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示す性能等が確保されることを前提に、再委託先の選定は運営権者の裁量に委ねます。
16	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 ア 義務事業	本事業は、SPCIに運営権を設定することで運営権者となり、貴市と同様に主体的となって本施設の運営を行うものと理解しております。 従って、本事業の特性を踏まえ、改築や修繕等の実施主体は運営権者になると考えられるため、コリンズ等への登録は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	主体は、民間事業者となりますが、公共施設としての位置付けは変わりませんので、コリンズ登録は必要であると考えています。
17	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 ア 義務事業	「義務」とは、運営権者が必ず担わねばならず、それに伴う事象面、対応、最終的な金銭面などの各リスクも全て運営権者が引き受けなければならないとの意味でしょうか？	原則としてご理解のとおりです。詳細は今後公表される募集要項等をご参照ください。
18	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 ア 義務事業	「・利用料金の収受」とありますが、運営権者は浜松市から利用料金を受け取るとの理解でよろしいでしょうか。	本事業はコンセッション事業であるため、概念上は、運営権者は利用料金を使用者より直接収受します。 具体的利用料金の収受については、第1-1(11)エ「利用料金収受代行業務」によります。
19	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 ア 義務事業	事業計画書について、如何なる期間(ex 短期、中期、長期、契約期間全体)のものを、何に準拠して、如何なる内容で作成するのでしょうか？また浜松市下水道事業全体との整合性や一貫性の担保は如何にして保つのでしょうか？事業計画書の定義と浜松市が作成されたサンプルをご提示ください。	事業計画等については、優先交渉権者(事業期間中であっては運営権者)にご提案いただくものです。各計画書における記載内容等の詳細は募集要項等公表時に示す予定です。
20	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 ア 義務事業	地域貢献に関する業務は、運営権者がプロポーザル時に提案した業務との理解でよろしいでしょうか。そうで無い場合、義務事業として実施する具体的な内容をご教示下さい。	運営権者が公募時に提案した業務となります。
21	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 ア 義務事業	「・危機管理及び技術管理」とありますが、技術管理とはどのような業務か具体的に教えてください。	品質確保の担い手となる技術者の育成・確保、品質確保のための技術力向上、労働環境の改善などを想定しています。詳細は要求水準書(案)において示す予定です。
22	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 ア 義務事業	対象はあくまで更新工事とし、新設及び増設は対象外でしょうか。認可上、焼却炉は増設の計画があるようですが、増設後更新しなければ既設修繕時にケーキの外部搬出が発生します。その場合の事業範囲を教えてください。	新設、増設は対象外です。暫定的なケーキ外部搬出を含む廃棄物処理は、運営権者の業務範囲となります。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
23	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 ア 義務事業	義務事業には、焼却灰等を処分する業務も含まれると思料しますが、本事業の運営権者は「下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行について(平成16年3月29日国都下企第74号)」に記載がある下水道管理者(の代行者)として自ら焼却灰等の処理を行うこととなるのでしょうか。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について(平成4年8月25日建設省都下企発39-2号)」等も踏まえ、下水道法・廃掃法と運営権者の関係をご教示願います。	運営権者が排出事業者に該当するものと整理しています。排出事業者である運営権者は、下水道法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の両方が適用されると考えています。運営権者から発生污泥等の処理を受託する業者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用されます。
24	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業の実施に伴う認可変更等、国等への手続き業務は、下水道管理者である市で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業の例として消化ガス発電事業とありますが、既設に消化設備はありません。附帯事業として運営権者が消化設備の新設を含む消化ガス発電事業を提案する場合、応礼額が増大する為、価格面で不利となり提案が困難なる場合が想定されます。具体的な評価基準について、ご教示願います。	評価基準については、今後公表する予定ですので、ご確認願います。
26	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業の例として固形燃料化施設とありますが、義務事業である焼却炉の更新の代替として固形燃料化施設を入れた場合、義務事業との位置づけになると思慮いたします。義務事業と附帯事業の定義について、より具体的にご教示願います。	附帯事業の定義は、実施方針P.3に記載のとおりです。併せて、別紙1 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性についてもご参照ください。
27	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業の「設置費・改築費」の負担は、「市・運営権者」となっていますが、その費用や収入、リスク、便益などの、市と運営権者との間での配分はどのようなのでしょうか？	附帯事業の費用負担は、第1-1(12)に示すとおりとなり、収入は全て運営権者に帰属します。リスク及び便益については、実施方針各項目をご確認ください。
28	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	「実施義務」を市が定めるのだから、義務内容として定めた事柄(その内容や水準)への責任(リスク)は市が負うものとなるのでしょうか？	市は、提出された提案を評価し、実施義務を定めることから、その内容や水準への責任(リスク)は、別途実施契約に定める場合を除いて、運営権者が負うこととなります。
29	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業(消化ガス発電等)で得られる収入は全て事業者側の収入となりますか？	ご理解のとおりです。
30	質問	3	第1		(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業を行う場合の事業期間の設定は、事業者提案による(本事業は20年間であるが、例えば10年間の附帯事業を行う等)と理解してよろしいでしょうか。	原則として、事業期間終了時までを予定しています。附帯事業に関する事業期間設定については、具体的な提案が提出された後に評価します。
31	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	欄外に「消化ガス発電事業や固形燃料化事業などが想定される」とありますが、現状フロー図ではメタンガスが発生している工程はないように見受けられます。もしあるのであれば、どの工程で、一日何m程度発生しておりますでしょうか。	現状では消化タンク等の設備はございません。
32	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	欄外に「消化ガス発電事業」とありますが、発電事業を行おうとする場合、電力会社所有の系統への接続は可能でしょうか(既設の特別高圧線の流用は可能でしょうか)。また、過去に中部電力様に系統の余裕等を確認した実績があれば結果をご教示下さい。	可能ですが、系統連携を行うための設備改築(改造)が必要となります。また、過去に中部電力に系統連携の確認を行っていません。
33	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	提案した付帯事業の内容変更、実施取りやめとなった場合に何らかのペナルティがあるのでしょうか。	事象にもよりますが、要求水準未達の場合には、是正措置が行われ、違約金(ペナルティ)が科される可能性があります。
34	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	「提案した内容を踏まえて、要求水準に運営権者の義務を定めることとする。」とありますが、優先交渉権者が決定した段階での要求水準書の改訂があるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
35	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	新たな処理工程は附帯事業とのことですが、既存の処理場の処理方法等も変更することはできませんでしょうか。要求水準以外に処理方法の見直しに係り制限があればご教示いただけますでしょうか。	運営権の範囲内で、要求水準を満たしていれば可能です。例えば、汚泥処理工程において既存の汚泥脱水機を異なる方式の機種に更新することは可能ですが、水処理方式を現在の標準活性汚泥法から他の方式に変更することは、土木構築物等の変更が伴う場合は、認められません。
36	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	「附帯事業とは、(中略)費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう」とあります。 附帯事業の改築については義務事業と同じ扱いとなり、運営権者は改築(附設・長寿命化・更新)に係る費用の10分の1相当額を負担するものと理解しています。従い、運営権者としては、自らが負担する費用(10分の1相当額)以上を回収できれば費用縮減となります。しかし、国補助金や市の借入れを含む附帯事業全体の観点から言えば、改築に係る全ての費用(10分の10)の回収を見込んだ事業計画が必要になるのではないかと想定します。運営権者が事業を計画する際、10分の1相当額又は10分の10相当額、どちらを投資回収の判断基準とすべきかご教示ください。	事業計画作成にあたっては、改築に係る費用全額の回収の検討をいただくこととなります。
37	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業における改築と義務事業における改築の区分けをご教示願います。 (仮に焼却炉を更新する場合、義務事業における改築と見なされるのでしょうか)	別紙1 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性をご参照ください。 焼却炉を更新する場合は、義務事業における改築となります。
38	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業	附帯事業で例示されている消化ガス発電事業は、以前に愛知県豊橋市等の自治体では義務事業としてPFIで実施され、その際は処理施設の建設費をサービス購入費で賄われております。本件は消化槽等の設備負担も発生するため、公共の下支え等による採算が確保できる条件提示はされるのでしょうか。また、条件提示される場合は、その内容についてもご教示ください。	附帯事業は、義務事業と一体的に行われますので、義務事業と同様の負担関係となることを前提とします。
39	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業 ウ 任意事業	付帯事業、任意事業ともに提案は「必須ではない」とありますが、優先交渉権者選定における評価対象になるかご教示願います。	評価基準については、今後公表する予定ですので、ご確認願います。
40	質問	3	第1	1	(8)	事業の範囲 イ 附帯事業 ウ 任意事業	附帯事業及び任意事業の提案は義務ではないため、審査上の配点は行われぬという理解でよろしいでしょうか。	評価基準については、今後公表する予定ですので、ご確認願います。
41	質問	4	第1	1	(8)	事業の範囲 ウ 任意事業	任意事業の有償貸付について、用地及び施設の借用料としていくら程度としてお考えでしょうか。	募集要項等公表時に示す予定です。
42	質問	4	第1	1	(8)	事業の範囲 ウ 任意事業	「有償貸付」とありますが、賃貸料の更新は何年程度とのお考えでしょうか。	募集要項等公表時に示す予定です。
43	質問	4	第1	1	(8)	事業の範囲 ウ 任意事業	「関係法令を遵守し・・・任意事業を行うことができる。」とありますが、構築物(太陽光設備含む)の新設に制約を受けるような関係法令および場所はありますか。	ご提案の内容により異なります。
44	質問	4	第1	1	(8)	事業の範囲 ウ 任意事業	任意事業で賃借する用地の賃借料及び物価変動に係る考え方をご教示願います。	募集要項等公表時に示す予定です。
45	質問	4	第1	1	(8)	事業の範囲 ウ 任意事業	事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行うとありますが、「義務事業」や「附帯事業」との間に共通経費が存在するときに、その費用配分の基準は如何にして定めるのでしょうか？	費用配分の基準は、運営権者においてご判断頂きます。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
46	質問	4	第1		(8)	事業の範囲 ウ 任意事業	任意事業を行う場合の事業期間の設定は、事業者提案による(本事業は20年間であるが、例えば10年間の任意事業を行う等)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	質問	4	第1	1	(8)	事業の範囲 ウ 任意事業	事業期間中に任意事業を提案し新たに実施する場合は事前に浜松市様の承諾を必要とするとありますが、その承諾の基準についてご教授下さい。	市の政策方針や既存計画との大きな不整合がない限り、実施可能とする方針です。そのほか、周辺地域への影響や地元住民の理解が得られるかが目安となると考えます。
48	質問	4	第1	1	(8)	事業の範囲 ウ 任意事業	多目的広場の利活用について、公園維持管理費用の圧縮のため一般開放を取りやめることは可能でしょうか。	原則として、一般開放は必要と考えています。
49	質問	4	第1	1	(8)	事業の範囲 ウ 任意事業	任意事業の対象場所に関して、面積、整備にあたっての条件、各図面上の場所についてご教示ください。	募集要項等公表時に示す予定です。
50	質問	4	第1	1	(8)	事業の範囲 ウ 任意事業	任意事業の実施にあたり、義務事業及び附帯事業の実施を目的とする特定目的会社(SPC)とは別に、任意事業の実施のみを主目的とするSPCを設立してもよろしいでしょうか。	任意事業は、義務事業及び附帯事業を実施する特定目的会社(SPC)の事業として行うことを前提としています。
51	質問	4	第1	1	(8)	事業の範囲 ウ 任意事業	「任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で(後略)」とあります。任意事業に活用が想定される「事業用地」に補助金を利用した経緯があり、返還が必要になると想定されることがあればご教示ください。	再生可能エネルギー利用以外は補助金返還が必要と理解していますが、個別に国と協議が必要と考えています。
52	意見	5	第1	1	(9)	事業期間 ア 本事業の事業期間	「事業計画の提出及び内容に関する詳細は、要求水準書(案)に示す」とありますが、要求水準書において、今回民営化される施設の収支がわかる資料の開示を希望致します。尚、別途貸出いただいている参考資料6「浜松市下水道事業会計決算書」には、本事業の収支は含まれていない(当該事業は現在県営のため)と理解していますが正しいでしょうか。含まれている場合、どの部分が本事業の収支に該当するかご教示ください	ご理解のとおり、参考資料6「浜松市下水道事業会計決算書」は本事業の収支を表すものではありません。
53	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 ア 本事業の事業期間	如何なる計画期間(ex.短期、中期、長期)および業務範囲が明確にならないと、また市域全体での事業計画が明確にならないと、本事業の計画策定は作成できないものと思慮します。浜松市下水道事業全体の情報も含めて、計画策定に必要な情報が開示されると考えてよろしいでしょうか？	事業提案に必要な情報が不足する場合は、募集要項等を参考に具体的にご意見をお寄せください。
54	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 ウ 運営権の存続期間	運営権の存続期間が最長25年の記述がありますが、次の事業運営に本事業の運営権者が応募することを妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 エ(7) 運営権設定対象施設の引き渡し	「本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない」とありますが、契約関係の明確化のため、運営権者は市に引渡し、その後市と第三者の契約に基づき、市が第三者へ引渡すとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針のとおりとなります。例えば、本事業終了日翌日より、次の公共施設等運営事業が開始される場合は、事業終了日を境に運営権が次期運営権者に設定されるため、本事業運営権者と次期運営権者で運営権設定対象施設の引き渡しがされる方が円滑に進むと考えています。
56	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 エ(7) 運営権設定対象施設の引き渡し	「施設」ではなく、「(施設をも含めた)事業」と思慮します。	実施方針のとおり、引き渡しの対象は、運営権設定対象の「施設」となります。
57	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 エ(イ) 事業終了日における運営権者の改築に係る税務上の繰り延べ資産相当額	弊社では、減価償却期間は機械設備で10年程度、電気設備で5年程度を想定しており、一律ではなく、指数曲線的に減価償却されます。貴市の減価償却費および期間に対するお考えを御教示ください。	市では、浜松市上下水道部会計規程108条の規定及び「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について(通知)」により、定額法により減価償却を行っています。運営権者が負担した改築に係る費用の減価償却費相当額の算定方法については、募集要項等公表時に示す予定です。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
58	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 工(ウ)任意事業等に係る 運営権者が所有する資産 等	「市は、運営権者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認められた場合残存価値を勘案し買い取ることができる」とありますが、事業運営のノウハウに関わる資産については引渡しができないものがあり、資産及び価格については運営権者との協議事項であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	質問	5	第1	1	(9)	事業期間 工(ウ)任意事業等に係る 運営権者が所有する資産 等	運営権者が市から本事業開始日までに受領した「運営権者譲渡対象資産」は、本事業開始日時に実施した譲受手法と同様の措置で運営権者が市に譲渡するとの理解でよろしいでしょうか。	事業終了時において市が買い取る運営権者の資産及び価格については、協議事項となります。
60	質問	6	第1	1	(9)	事業期間 工(ウ)任意事業等に係る 運営権者が所有する資産 等	市又は市の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合は、現状有姿で引き渡す。とあるが、買取価格に合意できない場合は、物件を引き上げて原状に復すればよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	意見	6	第1	1	(9)	事業期間 工(エ)業務の引継ぎ	引継ぎに関する費用負担は、本事業に直接関係しないことから次期運営権者又は受託者の負担とすべきと考えます。	引継ぎに係る費用のうち、運営権者に発生する費用は、運営権者が負担し、次期運営権者または受託者に発生する費用は、次期運営権者または受託者が負担することになります。
62	質問	6	第1	1	(9)	事業期間 工(エ)業務の引継ぎ	引継ぎに係る費用のうち、運営権者で係る費用は運営権者、市又は市が指定する第三者に係る費用はその引継ぎを受ける側の費用負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	質問	6	第1	1	(10)	使用料及び利用料金 ア 本実施方針における使 用料及び利用料金の定義	西遠処理区と他の処理区と同一との考えが示されているが、西遠処理区以外の事由により使用料が改定される際の取扱いについてご教示ください。	運営権者が収受する見込額が同額となるよう、協議の上調整することになります。
64	質問	6	第1	1	(10)	使用料及び利用料金 ア 本実施方針における使 用料及び利用料金の定義	本処理区の利用者は、新しく運営権者との間に「使用契約(私契約)」を結ぶ必要はないのでしょうか？当然にして使用契約が発生したとすることが法的にできるのでしょうか？	本市下水道条例において、「使用者(西遠処理区における使用者に限る。)」は、指定施設に係る公共施設等運営権者に対し、利用料金を納めなければならない。」と定めています。
65	質問	6	第1	1	(10)	使用料及び利用料金 ア 本実施方針における使 用料及び利用料金の定義	「…汚水排出量が同じであれば、西遠処理区と他の処理区で同一となる。」とありますが、処理費用が著しく差異がある場合の処置についてご教示願います。	処理区によって処理費用が異なった場合であっても、使用者が支払う金額は同一となります。
66	質問	6	第1	1	(10)	使用料及び利用料金 ア 本実施方針における使 用料及び利用料金の定義	この記述と、(11)での「市は、義務事業および附帯事業につき当該事業の実施に必要な経費及び次のウに示す構成に基づき、利用料金設定割合を定める」との整合性は如何でしょうか？ 同一料金での同一サービスとはならないのではないのでしょうか？	使用者が支払う金額は、浜松市下水道条例の規定に基づき算出されるため、どの処理区でも同じとなります。(同一料金で同一サービスとなります)
67	意見	6	第1	1	(10)	使用料及び利用料金 ア 本実施方針における使 用料及び利用料金の定義	下水道の接続促進について、市、運営権者のどちらの責務で行うのでしょうか。	市の業務範囲です。
68	意見	6	第1	1	(10)	使用料及び利用料金 ア 本実施方針における使 用料及び利用料金の定義	受益者負担金については、すべて市の収入とするのでしょうか。設備の増設等を行う場合は、その一部の負担していると考えます。	受益者負担金は、主に管路整備に要した費用に充当しているため、市の収入とします。
69	質問	6	第1	1	(10)	使用料及び利用料金 ア 本実施方針における使 用料及び利用料金の定義	平成29年4月に予定されている消費増税(8⇒10%)について、仮に増税となった場合は、使用料等が改定されるという理解でよろしいでしょうか。	事業開始以前の使用料等改定は市の判断で行います。

No.	意見 質問	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
70	質問	6	第1	1	(10)	使用料及び利用料金 ア 本実施方針における使用料及び利用料金の定義	運営権者より使用料等または利用料金設定割合の改定を提案する場合、改定が認められない事例等があればご教示ください。	提案の内容、その時点における社会環境等を総合的に考慮して判断いたします。
71	質問	6	第1	1	(10)	使用料及び利用料金 ア 本実施方針における使用料及び利用料金の定義	運営権者が收受する利用料金の決定方法について、利用料金の上限、幅、変更方法等をご教示願います。 PFI法 第10条の4 六 利用料金に関する事項、第10条の5 1項、2項等に定められているものと認識しております。	利用料金の上限及び幅については、本市下水道条例第31条2項に規定しています。変更方法は実施方針第1-1(11)「利用料金の設定及び收受」をご確認下さい。
72	意見	7	第1	1	(10)	使用料及び利用料金 イ 使用料等の改定	需要変動については原則として運営権者の負担とされていますが、これは、5年に1回の運営権者からの使用料等の提案において、需要動向及び今後5年間の予測を踏まえた提案がなされることが前提になっているとの理解です。従いまして、「イ 使用料等の改定」の最後の文の「経済動向」の後ろに、「需要変動の状況及び予想」を加筆していただけますようお願い致します。	第1-1(10)イに示す使用料等の改定は、国内及び市域の経済動向を踏まえて、運営権者が提案することを規定するものです。 また、急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動が発生した場合には、第1-1(11)イ(イ)aに示す利用料金設定割合の改定について協議を行います。改定協議の発動要件は、定量的なものとし、詳細は、実施契約書(案)において示す予定です。
73	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 ア 利用料金の設定	「応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、市が募集要項公表時に示す」とあるが、その設定根拠も公表頂けますか。	利用料金は、過去の費用実績等を参考に算定し、PFI法による特定事業として実施することによる効率化を見込んで設定します。設定の考え方は実施方針に関する説明会資料P.4をご参照ください。また、具体的な根拠は、事業者選定において、競争性確保する観点から、非開示とさせていただきます。
74	意見	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 ア 利用料金の設定	「応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、市が募集要項公表時に示す。」とありますが、同時にその数値を設定した考え方を提示いただくとともに、競争的対話時に数値の変更について協議に応じていただきたいと存じます。	利用料金は、過去の費用実績等を参考に算定し、PFI法による特定事業として実施することによる効率化を見込んで設定します。設定の考え方は実施方針に関する説明会資料P.4をご参照ください。また、具体的な根拠は、事業者選定において、競争性確保する観点から、非開示とさせていただきます。
75	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(ア) 運営権者の提案による利用料金設定割合の改定	実施方針に関する説明会資料において、利用料金設定割合は「3割を上限」とする旨の記載がございます。 当該上限割合が募集要項公表時に示される「応募者が提案時に用いる利用料金設定割合」になるものと推察しますが、本割合の設定根拠をご教示頂きたい。	利用料金は、過去の費用実績等を参考に算定し、PFI法による特定事業として実施することによる効率化を見込んで設定します。設定の考え方は実施方針に関する説明会資料P.4をご参照ください。また、具体的な根拠は、事業者選定において、競争性確保する観点から、非開示とさせていただきます。
76	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 ア 利用料金の設定	「利用料金設定割合」が適切か否かの判断基準は何をもってするのでしょうか？ 他地区の利用者と同じの使用料金等を払っても、同一のサービスではない状態(上回ったとき、あるいは下回ったとき)が発生したときには「料金設定割合」を変更するのでしょうか？ そのときには、同一料金での同一サービスとならないのではないのでしょうか？	利用料金設定割合は、市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき設定するものです。 また、使用者が支払う金額は、浜松市下水道条例の規定に基づき算出されるため、どの処理区でも同じとなります。(同一料金で同一サービスとなります)
77	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 ア 利用料金の設定	「利用料金設定割合」は如何なる基準に基づいて決められ、または改定されるのでしょうか？ 一定の利潤が運営権者に確保されるような(逆に言えば、利潤が過大と市側が判断するときには引き下げられるような)基準を設けるのでしょうか？	利用料金設定割合は、市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき設定するものです。 運営権者のコスト削減努力や附帯事業収益は原則として運営権者に帰属します。利潤の増加は原則として運営権者に帰属します。 ただし、第1-1(11)イ(イ)及び(ウ)に示した事由により、著しく運営権者の収入が増加したり、負担する費用が減少したりする場合は、利用料金設定割合改定(引き下げ)の協議要件となります。詳細は募集要項等公表時に示す予定です。
78	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 ア 利用料金の設定	西遠処理区における利用料金について 市全体の利用料金の内、西遠処理区における利用料金の過去5年間の実績をご教示願います。	過去の西遠処理区の使用料実績は、募集要項等公表時に示す予定です。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
79	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 A 利用料金の設定	利用料金に関係する要因について 西遠処理区における過去5年間の有収水量と有収率をご教示願います。	募集要項等公表時に示す予定です。
80	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 A 利用料金の設定	利用料金設定割合は3割が上限となっておりますが、募集要項公表時に開示される詳細なデータを基に費用を見積もった結果、将来的に収入の不足が見込まれる場合、設定割合の上限を見直して頂くことは可能でしょうか。	利用料金設定割合は3割を上限とすることが適切であると考えており、公募段階での見直しは原則として予定していませんが、今後事業期間中に見直す場合は、条例の改正が必要となります。
81	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ 利用料金設定割合の改定	「利用料金設定割合の改定」は、議会による議決事項でしょうか。 あるいは、浜松市水道事業及び下水道事業管理者が定めるものでしょうか。	市下水道条例において定めた、上限(3割)の範囲内であれば管理者の定める割合を乗じて得た額に相当する額としています。したがって、3割までの範囲内であれば議会による議決は不要となります。
82	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(ア) 運営権者の提案による 利用料金設定割合の改定	5年に1回の使用料等の改定及び利用料金設定割合の改定の基準が不透明で事業計画の策定が難しいことが考えられます。もう少し定量的な目安等を設定頂くことは可能でしょうか	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
83	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(イ) 事業環境の著しい 変化に伴う利用料金設定 割合の改定	利用料金設定割合の改定において、事業環境、利用料金、電力料金単価等に「著しく」変動と記載してありますが、どの程度の変動を「著しい」と判断するか、考え方、目安等をご提示願います。	定量的な協議発動要件については、募集要項等公表時に示す予定です。
84	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(イ) 事業環境の著しい 変化に伴う利用料金設定 割合の改定	ここでの(イ) 事業環境の「著しい変化」について、数値的な目安はございますでしょうか	定量的な協議発動要件については、募集要項等公表時に示す予定です。
85	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(イ) 事業環境の著しい 変化に伴う利用料金設定 割合の改定	ここでの(イ)a 利用料金の「著しい増減」について、数値的な目安はございますでしょうか	定量的な協議発動要件については、募集要項等公表時に示す予定です。
86	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(イ) 事業環境の著しい 変化に伴う利用料金設定 割合の改定	ここでの(イ)b 電力料金単価等の「著しい変動」について、数値的な目安はございますでしょうか	定量的な協議発動要件については、募集要項等公表時に示す予定です。
87	質問	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(イ) 事業環境の著しい 変化に伴う利用料金設定 割合の改定	例示されている様な事業環境の著しい変化があった場合、下水道使用者が支払う料金の改訂を前提とするのではなく、設定割合の改訂協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	市全体の使用料及び使用料等の料金改定を適切に行うことが、優先事項と考えておりますが、料金改定が機動的に行えない場合に備えて、急激な事業環境の変化(第1-1(11)イ(イ))及び法令等の変更又は市の計画変更(第1-1(11)イ(ウ))については、料金改定とは別途利用料金設定割合の改定協議の機会を設定しています。
88	意見	7	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(イ) 事業環境の著しい 変化に伴う利用料金設定 割合の改定	需要変動については原則として運営権者の負担とされていますが、これは、5年に1回の運営権者からの利用料金等の提案において、需要動向及び今後5年間の予測を踏まえた提案がなされることが前提になっているとの理解です。従いまして、「イ(ア) 運営権者の提案による利用料金設定割合の改定」の第二文において、「経済動向」の後ろに「需要変動の状況及び予想」を加筆していただけますようお願い致します。	第1-1(11)イ(ア)に示す利用料金設定割合の改定は、国内及び市域の経済動向を踏まえて、運営権者が提案することを規定するものです。 また、急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動が発生した場合には、第1-1(11)イ(イ)aに示す利用料金設定割合の改定について協議を行います。改定協議の発動要件は定量的なものとし、詳細は、実施契約書(案)において示す予定です。
89	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 イ(ウ) 法令等変更又は市 計画変更に伴う利用料金 設定割合の改定	税制等の変更には、消費税等の変更も含まれると考えますが、宜しいですか？	本事業に直接関係する税制等の変更が対象であり、一般的に適用される法人税や消費税の税率変更は対象とはなりません。



No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
90	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受イ(工)その他市が必要と認める場合の利用料金設定割合の改定	「下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合」とは、具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。	本項目は、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて、公益上の観点で必要な場合にのみ、例外的に市が発意するもので、現時点では具体的な想定はしていません。
91	意見	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受イ(工)その他市が必要と認める場合の利用料金設定割合の改定	「社会経済情勢等の事業環境」の変化は、事業者によりコントロール不可であるため、利用料金設定割合の改定により、かかるリスクを運営事業者のみが負担するのは合理的でないと考えます。「下水道事業前提の公益上」が理由であることから、利用料金設定割合ではなく、むしろ使用料の変更により使用者の負担を軽減するべきと思われます。また、使用料(または利用料金設定割合)の変更により、かかる異常事態のリスクを事業者が取る場合、これに応じた業務内容、要求水準の見直しをセットでご検討いただけますよう、お願い致します。	本項目は、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて、公益上の観点で必要な場合にのみ、例外的に市が発意するもので、現時点では具体的な想定はしていません。
92	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受イ(工)その他市が必要と認める場合の利用料金設定割合の改定	利用料金設定割合の改定における(工)その他市が必要と認める場合(社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合)とは具体的にどのような状況を想定しているのかご教示ください。	本項目は、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて、公益上の観点で必要な場合にのみ、例外的に市が発意するもので、現時点では具体的な想定はしていません。
93	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受ウ 利用料金の構成	表3は運営権者が支払う費用、または必要とする利潤の一覧かとお見受けしますが、これらをすべて賄うような形で運営権者に帰属する利用料金が設定される、と理解すれば宜しいでしょうか。	表3は、運営権者が収受する利用料金の構成であり、支払う費用及び租税公課並びに利潤がその内訳となります。その上で、利用料金は、市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき設定するもので、運営権者の費用及び租税公課並びに利潤がすべて含まれます。
94	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受ウ 利用料金の構成	ここで言う「b.支払利息」とは、運営権者による金融機関等からの借入金に対して、実際にかかる金利を元に計算される利息のことでしょうか。	表3は、義務事業における利用料金と運営権者の費用との関係を例示したものです。
95	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受ウ 利用料金の構成	改築などのための設備投資資金や事業に必要な運転資金などの借入金への利息は、実際ベースで算入できるのでしょうか？算入不算入の基準はあるのでしょうか？(経営者努力を働かせるために、算入できる金利には一定の上限を課すことがなどがあり得るのでしょうか？)	表3は、義務事業における利用料金と運営権者の費用との関係を例示したものであり、利息の算入不算入によって設定割合に影響するものではありません。
96	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受ウ 利用料金の構成	ここで言う「b.支払利息」には、運営権者がその株主から借入れをする場合の株主ローンに対する利息についても含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	表3は、義務事業における利用料金と運営権者の費用との関係を例示したものであり、利息の算入不算入によって設定割合に影響するものではありません。
97	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受ウ 利用料金の構成	表3 利用料金の構成の中には、改築に係る運営権者が負担する費用(1/10)並びにその支払利息も含まれており、現在の西遠流域負担金と比較すると、改築に係る費用分が追加されており、ここで既にVFMが創出されているとの理解でよろしいでしょうか。	市が静岡県に支払った西遠流域負担金には、改築に係る費用が含まれています。
98	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受ウ 利用料金の構成	この「利潤」は一定の金額あるいは割合として認められるのでしょうか？そうであれば基準をお示しください。また構成を検討するときの「利潤」を実績(経営努力)により上回ったときには、「利用料金設定割合」の改定(引き下げ)の事由となるのでしょうか？	利潤については、一定の金額又は割合を前提としていないため、利潤の増加は原則として運営権者に帰属します。ただし、第1-1(11)イ(イ)及び(ウ)に示した事由により、著しく運営権者の収入が増加したり、負担費用が軽減された場合は、利用料金設定割合改定(引き下げ)の協議要件となります。
99	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受ウ 利用料金の構成	改築に係る運営権者が負担する費用の10分の1相当額のうち、(年割か金額指定かわかりませんが)減価償却相当額を利用料金により収受するという事でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
100	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受ウ 利用料金の構成	d 改築費は、提案時の改築計画に基づき毎年一定金額がSPCに支払われますが、事業開始の初期段階などにおいては、SPCが工事発注しなくとも入金されるため、前受金もしくは預り金として取り扱うことと考えますが、正しいですか？	SPCが工事発注しないものは、支払ないものと考えています。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
101	意見	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 ウ 利用料金の構成	<p>提案書提出時に、表3の利用料金の内訳(a.一般管理費～d.利潤まで)を記載・提出するとともに、以下の3点の理由から、“SPC解散までの基準価格の物差し”として管理するべきと考えます。</p> <p>①『簡素で能率的な業務執行体制を整え、透明で経済効率性の高い事業経営に取り組むこと。』を遵守するため。  ②毎年のモニタリングにおいて、SPCの経営健全化の指標として各項目単位で予実算対比して確認するため。  ③利用料金設定割合の改定・使用料等の改定の基準とするため。</p>	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
102	意見	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 ウ 利用料金の構成	<p>SPCは、運営事業開始後は、提案時の計画に従い、肅々と経営していくことが努めとなります。ある程度の削減は、入札時の提案で自らカットしている為、大幅な費用の削減や利潤の改善は一年単位では期待できません。  SPCは、ユーティリティーの使用量や修繕費の範囲(量的なもの)や改築費の範囲(量的なもの)のリスクは当然分担しますが、物価高騰のリスクは、負担出来ないと考えます。</p> <p>他のPFIの事例においても、軽微な変動の範囲のみがSPCの範囲です。軽微な変動も累計で一定割合に達すれば、その段階で協議・精算をお願いします。</p> <p>これが認められない場合は、計画時の利潤を取り崩し、さらに経営赤字となれば、自己の分担する量的な削減が達成出来ていても、倒産となります。  量的な削減が達成出来ている中での倒産は、運営権者の責任範囲ではないと考えます。</p>	<p>市は、引き続き他処理区の下水道事業及び西遠処理区の運営権者の範囲外の業務を担います。つまり、事業環境の変化については、運営権者のみならず市もまた同様にリスクの影響を受けることとなります。したがって、どちらか一方が偏ってリスクを負担することは、市下水道事業全体最適の見地からは不相当と考えるため、物価変動等が発生した場合には、市全体の使用料及び使用料等の料金改定を適切に行うことが、優先事項と考え、必要に応じて第1-1(10)イに示す料金改定を行うこととします。(運営権者には料金改定の提案権限を付与しております。)</p> <p>ただし、急激な事業環境の変化(第1-1(11)イ(イ))及び法令等の変更又は市の計画変更(第1-1(11)イ(ウ))については、料金改定とは別途利用料金設定割合の改定協議の機会を設定しています。</p>
103	意見	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 ウ 利用料金の構成	<p>SPCは、運営事業開始後において、今後、ユーティリティー単価の高騰や廃棄物処理費の高騰が予想されます。  SPCは、倒産や財務状況を悪化させないために、物価高騰分が認められない期間に要した赤字分を利用料金のうちの『d.改築費』で当面を賄うことになり、結果として将来予定の改築工事を大方修正していくこととなります。  これは、本事業の精神に反することになると考えます。</p>	電力料金単価等の著しい物価変動については、利用料金設定割合の改定協議を行います。
104	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 ウ 利用料金の構成	表3 利用料金の構成の中には、運営権対価の費目がありませんが、④利潤の中から運営権対価を捻出し支払うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 エ 利用料金収受代行業務	「浜松市様は徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する」と記載ありますが、一定期間とはどの程度の期間を想定していますでしょうか。	概ね2か月を想定しています。
106	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 エ 利用料金収受代行業務	利用料金収受代行業務において、市は徴収した利用料金を一定期間保管するとありますが、一定期間の決め方をご提示願います。	概ね2か月を想定しています。
107	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 エ 利用料金収受代行業務	「市は、徴収した利用料金を一定期間保管し」とあります。 「一定期間」として、どの程度の期間を想定されていますでしょうか。	概ね2か月を想定しています。
108	意見	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 エ 利用料金収受代行業務	「市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。」とありますが、「一定期間」について、募集要項等において明らかにしていただきたいと存じます。	概ね2か月を想定しています。
109	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 エ 利用料金収受代行業務	徴収した利用料金を一定期間保管・・・とあるが、徴収から運営権者への送金まで、どの程度の期間を想定していますか。	概ね2か月を想定しています。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
110	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 工 利用料金收受代行業務	「市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。」とありますが、事務手続き上の保管期間が発生するものと思慮いたします。保管日数を、ご教示ください。	概ね2か月を想定しています。
111	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 工 利用料金收受代行業務	「浜松市様は徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する」と記載ありますが、単純に事務処理等の都合で結果的に一定期間保有することになってしまうという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 工 利用料金收受代行業務	「実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約に基づき、市は運営権者を代行して、利用料金を市が受取る使用料や水道料金と併せて徴収する。」とありますが、西遠処理区使用者と運営権者との契約関係につきましても明確になるとの理解でよろしいでしょうか。	本市下水道条例において、「使用者(西遠処理区における使用者に限る。))は、指定施設に係る公共施設等運営権者に対し、利用料金を納めなければならない。」と定めています。
113	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 工 利用料金收受代行業務	「工. 市は、運営権者を代行して利用料金を市が受け取る使用量や水道料金と併せて徴収する」に対し、運営権者が代わって料金徴収まで行うことは可能でしょうか。(国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)」平成26年3月 P.40に記載有)	本事業は市の下水道事業の一部を対象とすることから、ご示唆いただいた運営権者が市の使用料まで含めて料金徴収を行うスキーム(国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)」平成26年3月 P.35図16の②)を採用しておりません。
114	質問	8	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 工 利用料金收受代行業務	運営権者が料金徴収まで行う場合、運営権対価を例えば自ら担う業務に要する費用及び既往下水道事業債の償還に充てる等、表向きの運営権対価はなしとすることが可能という認識でよろしいでしょうか。(国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)」平成26年3月 P.40に記載有)	本事業は市の下水道事業の一部を対象とすることから、ご示唆いただいた運営権者が市の使用料まで含めて料金徴収を行うスキーム(国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)」平成26年3月 P.35図16の②)を採用しておりません。
115	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 工 利用料金收受代行業務	浜松市と運営権者が締結する契約とは有償を前提としているのかご教示ください。	利用料金收受代行業務は有償であることを予定しています。詳しくは募集要項等公表時に示す予定です。
116	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 工 利用料金收受代行業務	浜松市と運営権者が締結する契約の締結方法(協議または市提示額による等)をご教示ください。	利用料金收受代行業務に関する契約の締結方法等は、募集要項等公表時に示す実施契約書別紙において示す予定です。
117	意見	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 工 利用料金收受代行業務	市が実施する当該業務について、予定価格として公表していただきたい。	運営権者の負担については、募集要項等公表時に示す予定です。
118	意見	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 工 利用料金收受代行業務	工 利用料金收受代行業務に関して、契約の詳細を実施契約書(案)の公表時に示すと思いますが、運営権者が負担する金額について開示をお願いします。	募集要項等公表時に示す予定です。
119	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 才 債権の担保のための 利用料金の引当て	契約解除違約金の額は損害賠償額の予定という理解でよろしいでしょうか。	契約解除違約金の額を超える損害が生じた場合の取扱いについて、募集要項等公表時に示す予定です。
120	意見	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 才 債権の担保のための 利用料金の引当て	契約解除違約金について、市は、保管した利用料金を引き当てることのできる、とあるが、具体的な金額を公告時に明示をお願いします	契約解除違約金の具体額については、募集要項等公表時に示す予定です。
121	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 才 債権の担保のための 利用料金の引当て	「浜松市様は、保管した利用料金を引き当てることのできる」と記載がありますが、記載の事由が発生した場合においてのみ引き当てを行い、当該預り金に対し一定割合の引当金を繰り入れるという意味ではない(引当金控除後に運営権者に送金はされない)と理解して宜しいでしょうか。	保管した利用料金は、全額が一定期間債権の引当となることを想定しています。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
122	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 才 債権の担保のための利 用料金の引当て	「…市は、保管した利用料金を引当てることできる。」とありますが、保管した利用料金とは、市が運営権者を代行して受け取る利用料金との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 才 債権の担保のための利 用料金の引当て	「才 債権の担保のための利用料金の引当て」 保管する利用料金について、 保管を開始する時期および期間についてご教示願います。	概ね2か月を想定しています。
124	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への 対応	「未収の利用料金は運営権者の債務」とありますが、利用料金の未収が発生する場合は 使用料の未納も同時に発生していると考えられますが、浜松市様も同様の認識と考 えて宜しいでしょうか。違う場合は具体的にどのような状況を想定されますでしょうか。 (使用料だけ支払い、利用料金は未払い等)	原則としてご理解のとおりです。
125	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への 対応	「利用料金の未納者への対応については浜松市様が運営権者に代わって実施するが、 債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う」と記載ありますが、債権回収を行 うことになった場合の浜松市様と運営権者の役割分担を詳細にご提示ください。	債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行うものであって、市は関与を想定して いません。
126	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への 対応	徴収した使用料等に不足がある場合、使用料と利用料金の充当優劣はどうなるのでし ょうか。例えば、利用料金割合20%で使用料等が100に対し収受が50の場合、市代行回収 後の運営権者への送金がいくらになるのか。通常10(収受額×20%)だと考えますが、その 認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
127	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への 対応	「未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより、運営 権者が行う。」とあるが、利用料金は、使用料金及び水道料金と一体として徴収される ため、その徴収及び未納者への督促は、利用料金設定割合に沿うものとの理解でよろ しいでしょうか。	利用料金部分の督促は運営権者の責任で行うべきものですが、利用料金収受代行業 務に関する契約により、市が未納者への催促等を代行します。運営権者が負担する 当該費用の算定については、利用料金設定割合を用いる予定です。詳細は募集要項 等公表時に示す予定です。
128	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への 対応	「…ただし、未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続 きにより運営権者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行 うものとする。」とありますが、未収の利用料金は運営権者の債権であるのであ れば、本事業の経営の安定性を考慮し、債権回収の時期等について協議に時間 を要した場合、運営権者の裁量により決定できるとの理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
129	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への 対応	「債権回収の時期等については、市と協議し行う」とありますが、現状の債権回収 に関する手続き方法について開示願います。	募集要項等公表時に示す予定です。
130	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への 対応	未収の使用料及び利用料金についての債権回収は、市と運営権者が債権回収の 時機等を協議するものの、双方が別々で行うという理解になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	意見	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への 対応	「カ 利用料金の未納者への対応」における、市が行う「催促等」と、運営権 者が行う「債権回収」の区別につき、実施契約書(案)において明確にお示し いただけますよう、お願い致します。また、市による「催促等」や、運営事 業者への結果報告等が速やかに行われるよう市の義務付け規定と、遅延 や不履行の場合の市のペナルティー、責任条項を設けるようお願い いたします。	利用料金収受代行業務における「催促等」と運営権者が行う「債権回収」 に関しては、募集要項等公表時に示す予定です。
132	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び收受 力 利用料金の未納者への 対応	未収の利用料金について、回収不能に対する上限金額の設定を設けて頂 けるのでしょうか。	予定していません。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
133	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	債権回収は運営権者が行うとのことだが、全体の料金収受率を事前に公表していただきたい。	募集要項等公表時に示す予定です。
134	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	利用料金の未納者への対応において、未収の利用料金は運営舎の債権とありますが、現状の未収の利用料金の額、比率等をご教授願います。	募集要項等公表時に示す予定です。
135	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	現時点における下水道料金未納者数及び未納料金額について開示願います。	募集要項等公表時に示す予定です。
136	意見	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	利用料金の未納率について、募集要項等公表時に開示をお願いします。	募集要項等公表時に示す予定です。
137	意見	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	債権回収については、提案時の利用料金の内訳に貸倒引当金相当を計上することでのリスク対応となります。 過去の貸倒実績について、今後資料開示をお願いします。	募集要項等公表時に示す予定です。
138	意見	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	「カ 利用料金の未納者への対応」とあるが、現状、利用料金の納入期限迄の回収率はどの程度なのか、水準をご教示いただきたい。	募集要項等公表時に示す予定です。
139	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	(10)において「本処理区の利用者は、市に対する使用料と運営権者に対する利用料金を支払う」とされ、(11)の力では、「未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う」とことされています。本事業は、運営権を設定するといっても、排水設備の義務付け(事実上の使用強制)、使用制限の原則禁止等下水道の基本的性格に何ら変わりはないように思われます。それでも、使用者の支払う利用料金は、浜松市の条例に基づくものではなく、水道料金と同様、使用者と運営権者との契約関係に基づくものと概念されるのでしょうか。	本市下水道条例において、「使用者(西遠処理区における使用者に限る。))は、指定施設に係る公共施設等運営権者に対し、利用料金を納めなければならない。」と定めています。
140	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	「未収の利用料金は運営権者の債権であり」とありますが、西遠処理区使用者と運営権者との契約関係が明確になるとの理解でよろしいでしょうか。	本市下水道条例において、「使用者(西遠処理区における使用者に限る。))は、指定施設に係る公共施設等運営権者に対し、利用料金を納めなければならない。」と定めています。
141	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	運営権者と未納者との間では何ら契約が成立しておらず、そのリスクは市が保有するものと思慮いたします。また、運営権者が民法上の措置を執るのであれば、その旨を明記した市およびユーザー間での契約(強制執行約款等)が交わされるとの理解でよろしいでしょうか。	本市下水道条例において、「使用者(西遠処理区における使用者に限る。))は、指定施設に係る公共施設等運営権者に対し、利用料金を納めなければならない。」と定めています。
142	質問	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	実施契約とは別に市と運営権者が締結する契約においては、市の所掌は利用者からの収受代行業務のみではなく、運営権者が徴収すべき料金自体についても市の責務を負うものであり、万が一、利用者より料金回収ができなかった場合は、市が不足分を負担し運営権者に支払うとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金が回収ができなかった場合に、市は、不足分を負担し運営権者に支払うことはありません。
143	意見	9	第1	1	(11)	利用料金の設定及び収受 力 利用料金の未納者への 対応	料金未納者対応は運営権者の責務とされていますが、本来的には、市が利用料金を建て替えて市の債務とするべきだと考えます。もし、市民から利用料金だけ支払わないといった場合の対応を含めて、ご検討をお願いします。	市は、料金回収ができなかった場合に、不足分を負担し運営権者に支払うことはありません。未納者への対応を運営権者にて行っていただきます。
144	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担	事業参画を判断する上で非常に重要な情報となりますので、予定価格については公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者が負担する費用を賄う収入として利用料金がありますが、募集要項等において、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合を提示す予定です。また、改築の事業費については、事業期間中の上限額を示す予定です。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
145	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担	応募者が提案する本事業の提案価格(総事業費)に含まれる内訳において、附帯事業及び任意事業による収益、事業期間終了時に市が支払う未償却残高を提案価格に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	評価基準については、今後公表する予定ですので、ご確認願います。
146	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担	例示されている附帯事業( ex.消火ガス発電)からの収益は、「利用料金の設定」とリンクすることなく、運営権者に帰属するものと思慮いたしますがよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
147	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担	運営権者が改築に係る費用の10分の1相当額を負担するとある中で、設備仕様については運営権者の裁量に委ねられるべきと考えますがいかがでしょうか。	ご理解のとおりです。改築に関する要求水準を満たせば、仕様については、運営権者の裁量に委ねます。
148	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(7) 経営に係る業務	実施方針(案)では、「利用料金の徴収及び未納者への支払いの督促等については、～その費用は実施契約とは別にし運営権者が締結する契約に基づき運営権者が負担する。」とあるが、実施方針では削除されている。当該費用は市が負担するという認識でよいか。	利用料金徴収代行業務に係る費用は、運営権者が負担します。「利用料金の收受」については、第1-1(8)アにおいて、運営権者の義務事業のうち経営に関する業務として規定しており、かつ第1-1(12)ア(7)において運営権者は経営に係る全ての費用を負担すると規定しています。
149	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(イ) 改築に係る業務	補助金も一部充当するとのことですが、債務負担行為を取られるという理解でよろしいでしょうか。債務負担行為を取る場合年数及び更新スケジュールもご教示いただけますでしょうか。	市は実施契約を締結するに当たり、事業期間中の債務負担行為を設定する予定です。
150	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(イ) 改築に係る業務	国補助金の対象となる改築において、支出額の1/10相当額は運営権者の負担とありますが、利用料金から充当される受益者負担金割合5%の2倍に相当します。1/10の根拠をご教示ください。	1/10は現状の下水道事業における改築事業費に係る自己資金相当分であり、その分を運営権者負担(利用料金充当)に振り替えたものです。
151	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(イ) 改築に係る業務	改築に係わる支出額について、市が借入れを予定しているとの記載がありますが、借入れ(公営企業債)の償還金と支払利息の返済原資についてご教示ください。	市が徴収する使用料を想定しています。
152	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(イ) 改築に係る業務	運営権者が公募時に提案した改築内容が、技術革新等合理的事由により市下水道事業の発展等に貢献可能となった際は、公募時提案内容、額の変更について協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は今後公表する募集要項等において示す予定ですが、市と運営権者は5年毎に改築内容について協議を行うことを想定しています。
153	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(イ) 改築に係る業務	「改築」の意思決定は誰が行うのでしょうか？短期などでの「計画」を市が決定し、施設仕様(性能発注仕様である場合も含めて)、起債や国庫負担などの資金調達のひとつも、これに基づいて決まるのならば、これから発生する「利潤(運営権者の経営への果実)」は限定されるのかと思います(運営権者の工夫の余地があまりない)。また改築の実施および内容によって、その後の維持管理費の多寡にも影響がでるのではないのでしょうか？施設整備の計画策定や意思決定の仕組みを明示してください。	改築の計画段階から運営権者の自主性と創意工夫が発揮されるような仕組みを想定しています。詳細は、要求水準書(案)において示す予定です。
154	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(イ) 改築に係る業務	国庫補助金の交付対象になるか否かに関係なく、運営権者は、改築に係る費用の10分の1相当額を負担し、市は、残り10分の9相当額を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(イ) 改築に係る業務	改築に係る10分の9相当額の貴市負担額(借入れと国庫補助金を充当)は、どのようなお支払い条件(時期・金種・出来高等)で、SPCへの入金を検討されているのかご教示ください。	募集要項等において、改築に係る費用のうちの市の負担額の支払方法について提示する予定です。
156	意見	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(イ) 改築に係る業務	金融機関からの借入金の使い先が改築費の発注先への支払と想定されます。返済と金利負担が運営する上で大きく影響するので、早期の負担額回収および貴市負担金の入金時期等について、借入が減らせるよう方向で、ご提案頂きたいと思っております。	募集要項等において、改築に係る費用のうちの市の負担額の支払方法について提示する予定です。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
157	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(イ)改築に係る業務	会計上の資産の所有方法、市負担金と運営権者負担金の授受方法・時期・権利設定方法等、改築時に資産の移転が発生する場合のタイミング及び方法、償却方法をご教示願います。	募集要項等において、改築に係る費用のうちの市の負担額の支払方法、及び運営権者が負担した改築に係る費用のうち、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の算定方法について提示する予定です。
158	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(イ)改築に係る業務	「ア(イ) 改築に係る業務」において、国補助金の申請業務は貴市にて行っていただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(イ)改築に係る業務	「運営権者は、改築に係る費用の10分の1相当額を負担する」とある一方、「改築を行った運営権設定対象施設は、市の所有に属し(後略)」「(第1-1(13)イ)とあります。 本事業(コンセッションスキーム)の制度設計において、運営権者が負担する減価償却費相当額の取扱いについて、国税庁・局ほか、関係当局との協議を行った経緯又は関係当局の見解がございましたらご教示ください。	現時点では、ございません。
160	質問	6	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(ウ)修繕及び維持に係る業務	雨水(大雨時の不明水)の処理費用は、使用者負担ではなく、一般財源の範囲と考えます。運営権者が負担した雨水処理費用の対価支払いをどのように負担・精算して頂けますか? 昨年度実績においても、降雨量の多い月で、約300,000m <sup>3</sup> /月も流入水が増大しております。	利用料金は、現状の県管理下での費用の実績に基づいて算定し、設定しますので、一定の不明水の処理費用は当該利用料金に含まれており、不明水による一定範囲の流入水量増加分は、原則運営権者負担となります。要求水準で設定した範囲を超えて流入水量が著しく増加した場合の処理費用については、協議を行います。
161	質問	7	第1	1	(12)	事業の費用負担 ア(ウ)修繕及び維持に係る業務	利用料金に関係する要因について西遠処理区における不明水の原因をご教示願います。 また本事業運営期間中における不明水対策の実施計画をご教示願います。	不明水の原因としては、管路の破損・クラック、接合不良、樹木根の浸入が考えられます。現状、西遠処理区における不明水対策の実施計画はありません。
162	質問	9	第1	1	(12)	事業の費用負担 イ 任意事業	「イ. 任意事業」やその他附帯事業等において、国補助金の獲得が可能な場合は、貴市にて申請業務を行っていただくという理解でよろしいでしょうか。	附帯事業についてはご理解のとおりです。任意事業は独立採算で行っていただくため、事務手続きが発生した場合は、運営権者が行います。
163	質問	9	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ア 改築の実施	「ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行うことがある。」とありますが、その場合には改築の判断に関するリスクは市であるとの理解でよろしいでしょうか。	例えば、災害発生後、遅滞なく改築を実施する必要がある場合、何らかの事情で運営権者が改築を設計・施工に着手できないような場合を想定しています。運営権者に対しては意見を聴取の上、実施する予定です。
164	質問	9	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ア 改築の実施	「ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行うことがある。」とありますが、それに伴う費用及びリスクは、貴市が保有するとの理解でよろしいでしょうか。	例えば、災害発生後、遅滞なく改築を実施する必要がある場合、何らかの事情で運営権者が改築を設計・施工に着手できないような場合を想定しています。運営権者に対しては意見を聴取の上、実施する予定です。その場合の費用及びリスクの負担は市が負うことを想定しています。
165	意見	9	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ア 改築の実施	浜松市様が改築することがあり運営権者は協力するものとするということですが、浜松市様に協力するのは当然だと考えますが、その際の経済的損失については、運営権者が負担することになるのでしょうか。公益上の理由であるならば、何らかの協議の場を設けていただいたり、損失を補填していただく等、何らかのご配慮をいただきたく存じます。	例えば、災害発生後、遅滞なく改築を実施する必要がある場合、何らかの事情で運営権者が改築を設計・施工に着手できないような場合を想定しています。運営権者に対しては意見を聴取の上、実施する予定です。
166	質問	9	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ア 改築の実施	市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について市が改築をおこなうことがある。とありますが、その際も改築に係る費用の10分の1を負担するという理解でよろしいでしょうか	この場合、改築に係る費用は、市が全額負担することを想定しています。
167	質問	9	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ア 改築の実施	「ア 改築の実施」とありますが、事業の発注方法は運営権者が発注者となって、実施するという理解でよろしいでしょうか。その場合の発注方法は市の発注方法にあわせるのでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については、要求水準書(案)に示す予定です。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
168	質問	9	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ア 改築の実施	「市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行うことがある。」とあるが、改築により、運営権者が負担する修繕及び維持に係る費用が増加した場合は、臨時的に利用料金設定割合の協議、改定が可能との理解でよろしいでしょうか。	市が公益上の理由により実施する改築において、現段階で修繕及び維持に係る費用が増加する場合は想定されません。
169	意見	9	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ア 改築の実施 エ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事	「ア 改築の実施」の但し書きに基づく、市が行う改築については、運営事業者の事業への支障を最小限とするための計画・方法や、支障が生じた場合の対応等を、事前に運営事業者と協議いただけますよう、お願い致します。 また、「エ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事」についても、同様にお願致します。	市が当該工事の実施にあたっては、運営権者と協議を行います。
170	質問	9	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ア 改築の実施	「市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したとき」とは、具体的にどのようなときを想定されているのでしょうか。	例えば、災害発生後、遅滞なく改築を実施する必要があるが、何らかの事情で運営権者が改築を設計・施工に着手できないような場合を想定しています。
171	意見	9	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ア 改築の実施	「市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、運営権設定対象施設について、市が改築を行うことがある」とあるが、この場合、改築費用の負担者は市という理解でよろしいでしょうか。	この場合、改築に係る費用は、市が全額負担することを想定しています。
172	質問	9	第1	1	(11)	改築に関する留意事項 ア 改築の実施	設備機器の改築に伴う土建構造物の構造確認を行う場合、既存施設の荷重条件、土質条件、構造計算モデル(耐震計算時のモデル)等については、市からご提供いただけることよろしいでしょうか。	選定事業者に必要な応じて開示する予定です。
173	質問	9	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ア 改築の実施	既設施工者の競争優位性が顕著となる特殊性の高い設備については、事業開始後も運営権者の要請に基づき、市は既設施工者からの資料を無償で運営権者に提供して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	市が所有する情報については、情報提供する予定です。
174	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ア 改築の実施	改築に関する会計検査の受検の主体は市側でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、運営権者は市に協力をお願いします。
175	質問	9	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ウ 改築の対象	運営権者が一部費用を負担する改築対象施設については、入札前に特定されるという理解でよろしいでしょうか	改築対象施設については、参考として募集要項等において示す予定ですが、それらは、市が本事業を自ら実施する場合に想定されるものとなり、事業者の提案及び運営権者が実施する改築を拘束するものではありません。
176	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ウ 改築の対象	国補助金の対象とならない改築も対象となるとのことだが、この際にも運営権者が1/10の費用を負担するのでしょうか。	国補助金の対象か否かに関わらず、原則1/10は運営権者負担となります。
177	意見	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ウ 改築の対象	国庫補助の対象とならない改築は、浜松市が必要と認めたものではなく市と運営権者の合意が必要だと考えます。	改築は、市と運営権者との合意の上で行います。
178	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ウ 改築の対象	国庫補助金の交付対象にならない改築について、運営権者が費用負担することになっていますが、浜松市における国庫補助対象にならない改築の前例をご教示ください。	門、さく、へいその他これらに類する施設が該当します。
179	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ウ 改築の対象	「ウ 改築の対象」の但し書きにより、国補助金の対象とならないが実施される改築については、「(12)ア(イ)改築に係る業務」の規定の通り、運営事業者の負担は改築に係る費用の10分の1相当額という理解で宜しいでしょうか。	国補助金の対象か否かに関わらず、原則1/10は運営権者負担となります。



No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
180	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ウ 改築の対象	「～、協議の上、市が必要と認めたものは、国庫補助の対象とならない改築も実施する。」とあるが、この場合、運営権者の負担は、9頁(12)事業の費用負担(イ)改築に係る業務の通り、「運営権者は、改築に係る費用の10分の1相当額を負担する。残りの10分の9相当額は市が負担する。」との理解でよろしいでしょうか。	国補助金の対象か否かに関わらず、原則1/10は運営権者負担となります。
181	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ウ 改築の対象	ウ ただし書き以降、国補助金の対象とならないが浜松市様が必要と認めた改築についてですが、当該工事においては運営権者は費用負担は無しと理解して宜しいでしょうか。	国補助金の対象か否かに関わらず、原則1/10は運営権者負担となります。
182	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ウ 改築の対象	「国補助金の対象とならない改築も実施する」とあります。 国庫補助の対象とならない改築については、全額運営権者の費用負担ということになりますでしょうか。	国補助金の対象か否かに関わらず、原則1/10は運営権者負担となります。
183	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 ウ 改築の対象	ウ ただし書き以降、国補助金の対象とならないが浜松市様が必要と認めた改築についてですが、現状において該当もしくは該当する可能性のある改築の案はありますでしょうか。	門、さく、へいその他これらに類する施設が該当します。
184	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 エ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事	既に予定されている工事があれば、開示いただけますでしょうか。 これについて、運営権者の提案内容に影響するため、改築・更新工事はないと考えますが宜しいでしょうか。	土木躯体に係る耐震補強工事を想定しています。実施内容や時期は、現時点で未確定なため、決定次第運営権者と協議の上、実施するものとします。
185	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 エ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事	「本事業開始後に市が実施することを予定している工事」の内容について公表頂けるのでしょうか。	土木躯体に係る耐震補強工事を想定しています。実施内容や時期は、現時点で未確定なため、決定次第運営権者と協議の上、実施するものとします。
186	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 エ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事	「エ. 本事業開始後に浜松市様を実施することを予定している工事」は現段階では何が想定されるのでしょうか。	土木躯体に係る耐震補強工事を想定しています。実施内容や時期は、現時点で未確定なため、決定次第運営権者と協議の上、実施するものとします。
187	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 エ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事	現段階で、本事業開始後に市が実施することを予定している工事があるのであれば、明確にご教示願います。 また、本事業開始後に市が実施する工事が決定した場合は、決定した時点で速やかに運営権者に通知いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	土木躯体に係る耐震補強工事を想定しています。実施内容や時期は、現時点で未確定なため、決定次第運営権者と協議の上、実施するものとします。
188	質問	10	第1	1	(13)	改築に関する留意事項 エ 本事業開始後に市が実施することを予定している工事	「本事業開始後に市が実施する工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、運営権者は、市と協議の上、協力するものとする。」とありますが、協力とは具体的にどのようなことを想定されているかご教示願います。	池を空にするなどの運転管理、修繕や点検時期の工程調整などを想定しています。
189	質問	10	第1	1	(14)	運営権者が受領する権利・ 資産	譲渡対象資産の詳細については、市と運営権者の協議により決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	譲渡対象資産の詳細は、募集要項等公表時に示す予定です。
190	質問	10	第1	1	(14)	運営権者が受領する権利・ 資産	実施方針(案)では、「(エ)承継する契約・協定等 市から承継する契約(リース等)、協定、覚書等」とあるが、実施方針では削除されている。当該契約は承継しないことを限定とするのか、あるいは運営権者が承継を希望した場合は承継することができるのか。	運営権者が承継する契約・協定等については、対象がなくなりました。市が維持する協定等は実施契約書(案)において示す予定です。
191	質問	10	第1	1	(14)	運営権者が受領する権利・ 資産	本事業用地の使用権については、運営権に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
192	質問	10	第1	1	(15)	市から運営権者への職員の派遣	派遣職員に対する指揮命令系統はSPCに帰属し、派遣職員は総括責任者の指示のもと日々の業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	意見	10	第1	1	(15)	市から運営権者への職員の派遣	市からの要請があっても、運営事業者は、市職員派遣の受け入れの義務はないことのご確認をお願い致します。	当該職員派遣については、PFI法に基づくもので、運営権者の要請等必要に応じて行うこととしています。ご理解のとおり、市から運営権者に要請を行うものではありません。
194	質問	10	第1	1	(15)	市から運営権者への職員の派遣	「市は、運営権者からの要請等必要に応じて・・・職員派遣を検討する。」とありますが、処遇については協議して決定するとの理解でよろしいでしょうか。	派遣職員の処遇については、市の水準を基本とし、その費用については、運営権者の負担とします。詳細は、募集要項等公表時に示す予定です。
195	質問	10	第1	1	(15)	市から運営権者への職員の派遣	市職員の派遣に係る費用は、浜松市の負担であるかご教示ください。	運営権者が負担することを想定しています。
196	質問	10	第1	1	(15)	市から運営権者への職員の派遣	本事業が民営化された際の、市職員の方々が運営権者SPCに出向等の形で残るかについての想定されるメインシナリオ(短期・中長期それぞれ)がございましたらご教示ください	当該職員派遣については、PFI法に基づくもので、運営権者の要請等必要に応じて行うこととしています。具体的な予定はありません。
197	質問	10	第1	1	(15)	市から運営権者への職員の派遣	「市は、運営権者からの要請等必要に応じて、PFI法に基づく運営権者への市職員派遣を検討する」とあります。運営権者からの要請の他、どのような場合を想定されていますか。	当該職員派遣の目的は、事業の初期段階において、市職員の有する専門的ノウハウ等を継承することで本事業の円滑な立ち上げを支援するものです。したがって、運営権者の要請のみを想定しています。
198	質問	10	第1	1	(15)	市から運営権者への職員の派遣	「市は、運営権者からの要請等必要に応じて・・・職員派遣を検討する。」とありますが、市から派遣される人材は、職種等について運営権者と協議の上選定いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	流域下水道の事業移管に際して静岡県及び公社からの職員移管はなされないため、当該職員派遣については、限られた範囲で対応することにご留意ください。
199	質問	10	第1	1	(15)	市から運営権者への職員の派遣	運営権者からの要請があれば、市職員の派遣を検討するとあるが、派遣の有無は提案の範疇でしょうか。その場合、派遣可能な職員の役割、資格、人数、人件費等は質問可能ですか。	運営権者の要請に基づき協議を行い、対応可否を決定します。
200	意見	10	第1	1	(15)	市から運営権者への職員の派遣	当事業は「財団法人静岡県下水道公社」の行ってきた業務が「浜松市下水道部」に移管されるのに伴い行われるコンセッション事業ですが、運営権者が職員の派遣を必要とする理由は、従前「財団法人静岡県下水道公社」が行って来た業務をOJTにて引継ぐ必要があるためですので、静岡県下水道公社で該当業務に従事してきた人材を派遣いただけますようお願いいたします。	流域下水道の事業移管に際して静岡県及び公社からの職員移管はなされません。したがって、ご要望の派遣は困難です。
201	質問	10	第1	1	(16)	運営権者が支払う運営権対価	運営権対価は間接的もしくは直接的に事業費総額の縮減として評価対象となるのかご教示ください。	評価基準については、今後公表する予定ですので、ご確認願います。
202	質問	10	第1	1	(16)	運営権者が支払う運営権対価	「運営権対価は、0円以上とし・・・」とありますが、金額の高低による評価基準をご教示願います。	評価基準については、今後公表する予定ですので、ご確認願います。
203	質問	10	第1	1	(16)	運営権者が支払う運営権対価	CD-ROMにて過去の浜松市下水道事業に係る情報を開示頂いておりますが、運営権者に帰属するであろう収入、費用、キャッシュフローをより理解しやすい開示資料をご提供いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、今後開示する資料の内容を検討します。
204	質問	10	第1	1	(16)	運営権者が支払う運営権対価	提案する「運営権対価」を試算するために必要な、これまでの当該対象事業にかかる収入および経費の実績、ならびに、これらに基づく単純将来見込みなどは、何時のタイミングで、どの程度のものが公表されるのでしょうか？ 運営権対価は、利用料金構成の「利潤」に計上することができるのでしょうか？	ご指摘を踏まえて、今後開示する資料を検討します。 また、運営権対価の源泉は、ご理解のとおり利潤となります。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
205	質問	10	第1	1	(16)	運営権者が支払う運営権対価	「運営権対価は、0円以上とし…」とありますが、借り入れ(公営企業債)の償還金と支払利息の返済原資に充当されるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権対価は市の下水道事業に要した費用の一部に充当します。
206	質問	10	第1	1	(16)	運営権者が支払う運営権対価	運営権対価については、一般的に企業債償還金・利息(既設)と施設保有やモニタリング業務等の諸費用を賄うための費用と理解しておりますが、本事業では0円以上の提案であればよいとありますので、既設施設にかかる事業期間中の減価償却費相当額、施設保有やモニタリング業務等のための諸費用についても、これに含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	運営権対価は市の下水道事業に要した費用の一部に充当します。
207	質問	10	第1	1	(16)	運営権者が支払う運営権対価	「…運営権対価のうち4分の1(以下「運営権対価前払い金」という)については本事業開始までに支払うものとし…」とありますが、運営権者にとりまして過度な負担となります。「運営権対価前払い金」の設定理由をご教示願います。	運営権対価前払金は、事業者選定段階で、無責任な参入を排除することと、事業期間中の運営権者による安易な撤退を牽制する目的で設定しました。
208	質問	10	第1	1	(16)	運営権者が支払う運営権対価	「運営権対価のうち4分の1(以下「運営権対価前払金」という。)については本事業開始までに支払うものとし」とあります。運営権対価前払金を4分の1に設定された理由についてご教示ください。	運営権対価前払金は、事業者選定段階で、無責任な参入を排除することと、事業期間中の運営権者による安易な撤退を牽制する目的で設定しました。
209	意見	11	第1	2	(1)	特定事業の選定方法に関する事項 選定基準	「事業費総額の縮減できる場合に」とありますが、運営権対価を含む事業費総額が、現在の事業総額より縮減できている計画の提案がなされればよいという理解でよろしいでしょうか。	本項目は、特定事業の選定に関する基準について示しています。優先交渉権者選定基準については、募集要項等の公表時に示す予定です。
210	質問	11	第1	2	(1)	特定事業の選定方法に関する事項 選定基準	事業費総額とありますが、特定事業の選定時における予定事業費総額はいくら程度とお考えでしょうか。	事業者選定等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表いたしません。
211	意見	11	第1	2	(1)	特定事業の選定方法に関する事項 選定基準	平成28年2月28日に公表された特定事業の選定に関し、VFMの7.6%削減の根拠となる、浜松市様が自ら実施する場合の事業期間中の予定総事業計画の公表を要望致します。	事業者選定等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表いたしません。
212	意見	11	第1	2	(1)	特定事業の選定方法に関する事項 選定基準	平成28年2月28日に公表された特定事業の選定に関し、VFMの7.6%削減の根拠となる、浜松市様が自ら実施する場合の事業期間中の予定総事業計画の公表を要望致します。	事業者選定等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表いたしません。
213	質問	11	第1	2	(2)	特定事業の選定方法に関する事項 選定結果の公表	VFMの算出根拠となるPSC及びPFI-LCCの値について特定事業の選定結果の公表で正当な競争性が阻害される恐れがあるため公表しないとありますが、PSCを公表する事で競争性が阻害される事由を教示願います。	事業者選定等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表いたしません。
214	質問	12	第2	1		募集及び選定方法	公募型プロポーザル方式とありますが、提案書類内には運営権対価となる金額は提示しないとの理解でよろしいでしょうか。具体的には、価格評価を行わず提案評価のみで優先交渉権者を選定することでしょうか。	評価基準については、今後公表する予定ですので、ご確認願います。
215	意見	12	第2	2		募集及び選定スケジュール(予定)	国内初の下水道事業コンセッションということもあり、多大な検討時間を要することが予想されます。事業者が十分に検討できる時間を確保させ、なおかつ平成30年4月の事業開始を遅らせないためにも、優先交渉権者の選定及び基本協定の締結時期を平成29年5月頃に、提案書類の提出期限を平成29年1月頃に延ばすなどのスケジュール変更を行うことで、事業者の検討時間を増やして頂けますでしょうか。	事業開始に遅れが生じないように適切に設定します。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
216	質問	12	第2	2		募集及び選定スケジュール (予定)	募集要項等に関する説明会及び現地見学会が予定されていますが、この段階では施設について詳細に確認をさせていただくことはできませんでしょうか。附帯事業及び任意事業に関する予備的審査に係る提出をさせていただく際には詳細な把握しておく必要があります。上記現地見学会で詳細が見れない場合には資格審査通過者だけでも詳細な確認の機会をいただきますようお願い申し上げます。	資格審査後、参加資格があるとされた者に対し、現地調査の機会を設ける予定です。
217	意見	12	第2	2		募集及び選定スケジュール (予定)	実施方針及び募集要項等の公表後に「現地見学会」が設定されておりますが、今回は20年間の事業提案となることから、対象となる施設をより正確に把握したいと考えております。従い、現地見学の機会及び参加人数をさらに増やして頂くとともに、現地見学時の写真撮影の許可及び現地見学後の質疑応答の機会も頂けますようご検討の程よろしくお願い致します。	資格審査後、参加資格があるとされた者に対し、現地調査の機会を設ける予定です。
218	質問	12	第2	2		募集及び選定スケジュール (予定)	「募集要項等に関する説明会及び現地見学会」が5月中旬に、「募集要項等に関する質問への回答」が5月下旬にそれぞれ予定されています。 「募集要項等に関する意見・質問の受付期限」は、いつを予定されていますでしょうか。	選定スケジュールの詳細は、募集要項等公表時に示す予定です。
219	質問	12	第2	2		募集及び選定スケジュール (予定)	募集要項等に関する質問の受付期限について、スケジュール予定をご教示願います。	選定スケジュールの詳細は、募集要項等公表時に示す予定です。
220	質問	12	第2	3	(1)	応募者の構成	コンソーシアムの構成企業の事業遂行上果たす役割等に出資比率の明示が必要か否かをご教示願います。	出資比率は、提案書に記載していただく予定です。
221	質問	12	第2	3	(1)	応募者の構成	運営権者に出資をする者のうち、代表企業の出資割合について制約事項はないとの理解でよろしいでしょうか。	代表企業の出資割合についての制約事項の有無及び内容は、募集要項等公表時に示す予定です。
222	質問	12	第2	3	(1)	応募者の構成	「応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資をして本議決権株式すべての割当てを受けるものとする」とありますが、構成員以外に出資を必要としない協力企業の参画も問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業によって実施体制を構築することは自由ですが、当該協力企業は、応募企業又はコンソーシアム構成員としては認めない予定です。
223	質問	12	第2	3	(1)	応募者の構成	「コンソーシアム構成員」が、「代表企業」を含む場合と、含まない場合の2通りの使い方をされているように読めますので、明確化をお願いできませんでしょうか。	コンソーシアム構成員は代表企業を含むこととします。
224	質問	13	第2	3	(1)	応募者の構成	「応募企業又はコンソーシアム構成員」とありますが、構成員が優先交渉権者の決定後に失注となった場合、交渉権者グループの下請け(協力企業)となることは可能でしょうか。	可能です。運営権者による再委託に関する規定は要求水準書(案)において示す予定です。
225	質問	13	第2	3	(1)	応募者の構成	「支配」の定義をご教示下さい。	概ね、会社法施行規則第3条第3項を想定しています。
226	質問	13	第2	3	(1)	応募者の構成	参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めないとごさいますが、同時では無く、例えば応募企業もしくはコンソーシアム構成員となる事を取りやめた後、他のコンソーシアム構成員となるような事例は可能との理解でよろしいでしょうか。	一旦応募企業もしくはコンソーシアム構成員となる事を取りやめた後、他のコンソーシアム構成員となるような事例は認めない予定です。
227	質問	12	第2	3	(1)	応募者の構成	ファンド運営会社が、本件専用の新たなファンド(資金調達のためのSPCまたはLPS)を設立して資金調達を行い、本件への出資を行うことを想定します。その場合、このファンドが形式的には構成企業となるわけですが、応募プロセスの途中段階ではまだ設立間もなく、中身が何もない可能性がございます。この場合、当該ファンドを管理・運営するファンド運営会社が、一旦応募企業として応募し、選定される蓋然性が高まった時点でファンドへの資金調達を完了し、最終的にはその新規ファンドから出資をするというプロセスを取った場合は、応募企業の「変更せざるを得ない事情」として認めて頂けるのでしょうか。	参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム代表企業の変更は認めないこととしています。なお、「応募企業」とは、業務を実施する予定の単体企業を指しています。その他コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合については、個別事象により変わるため具体的にお答えすることが困難です。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
228	質問	12	第2	3	(1)	応募者の構成	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる業務は、第1-1(8)に掲げる業務のうち、どの業務が求められるのか、コンソーシアム組成において重要な事項となりますのでご教示願います。	募集要項等公表時に示す予定です。
229	質問	13	第2	3	(2)	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	本細節(2)に記載の参加資格は、コンソーシアムの場合、構成員の一社が満たしていればよいのか、全社が満たしていなければいけないのか、どちらでしょうか。	第2-3-(2)に示す条件は、コンソーシアムの場合も全ての構成員が満たしている必要があります。
230	質問	13	第2	3	(2)	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	④において、弊社は平成27・28年度の競争入札資格の手続きを取っておりませんが、第2文の「市の承認を得る必要がある」との手続きを経れば、問題ないのでしょうか。	ご理解のとおりです。名簿に認定されていない者の承認条件及び提出様式については、募集要項等公表時に示す予定です。
231	質問	13	第2	3	(2)	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	前質問の続きになりますが、「市の承認を得る」条件として、第一文の入札参加資格の( )内の業種要件を満たしている必要があるのでしょうか。	業種要件を満たす必要はありません。名簿に認定されていない者の承認条件及び提出様式については、募集要項等公表時に示す予定です。
232	質問	13	第2	3	(2)	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	「浜松市物品の購入等に係る入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止」の措置を受けた企業名は公開されていますでしょうか。されていれば、公開先(ウェブでの公開であればURL等)をご教示いただけますでしょうか(市のHPIにて「工事請負契約等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表」は確認出来ましたが、「物品の購入等～」は確認出来ませんでした)	市のホームページで公開しています。以下をご参照ください。 <a href="http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tyotatu/bid/goods/index.html#teishi">http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tyotatu/bid/goods/index.html#teishi</a>
233	質問	14	第2	3	(3)	応募企業又は代表企業に求められる要件	実績要件は、応募企業又は代表企業に求められ、他の構成員には求められないとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す予定です。
234	意見	14	第2	3	(3)	応募企業又は代表企業に求められる要件	国内初の下水道事業コンセッションということもあり、下水道業界以外にも多くの事業者が関心を持っているため、構成企業または協力企業が処理場運営等の特殊な技術を有していることを前提に、代表企業は特殊な技術が無くても、事業全体を管理・運営する能力を有していれば参加できるような、幅広く多くの事業者が参加できる要件にして頂けますでしょうか。	募集要項等公表時に示す予定です。
235	質問	14	第2	3	(3)	応募企業又は代表企業に求められる要件	ファンド運営会社が、本件専用の新たなファンド(資金調達のためのSPCまたはLPS)を設立して資金調達を行い、本件への出資を行うことを想定します。その場合、このファンドが形式的には構成企業となるわけですが、応募プロセスの途中段階ではまだ設立が間もなく、中身が何もない可能性がございます。この場合、当該ファンド運営するファンド運営会社が一旦構成企業として応募することになるかと思いますが、その場合の実績要件はこのファンド運営会社自身、もしくはそのファンド運営会社が過去に運営していたファンドの投資実績も実績としてお認めいただけるのでしょうか。	募集要項等公表時に示す予定です。
236	質問	15	第2	4	(2)	審査方法	評価ポイント・配点等は、募集要項等公表時に示されるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
237	質問	15	第2	4	(2)	審査方法	創意工夫が認められる提案との記述ですが、価格についての提案については審査を実施されないとの理解でよろしいでしょうか。	評価基準については、今後公表する予定ですので、ご確認願います。
238	質問	15	第2	4	(2)	審査方法	VFMと運営権対価の定量的評価方法及び相関関係、定量的評価項目と定性的評価項目に関する加点方法について募集要項等公表時に公表予定かご教示願います。	事業者選定において、正当な競争性が阻害される恐れがあるため、VFM算定の詳細は、非開示の予定です。
239	質問	15	第2	4	(2)	審査方法	「審査に当たっては、基本運営方針に沿った～、かつ創意工夫が認められる提案であることを重視する」とありますが、改築工事において既存設備の仕様にとられない提案も創意工夫として認められると考えますがよろしいでしょうか。	評価基準については、今後公表する予定ですので、ご確認願います。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
240	意見	15	第2	4	(2)	審査方法	事業の目的のひとつである「民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営」の実現のため、業務の履行方法に関する仕様(制約)は最低限に留め、結果に関する基準を厳しくするものと認識しております。 審査におかれましても、業務の履行方法よりも、結果を確実に担保する方法に重点を置いて評価して頂きますようお願い致します。	評価基準については、今後公表する予定ですので、ご確認願います。
241	意見	15	第2	4	(4)	優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	事業費削減の見込みとは、VFM算定結果7.6%が基準となるのか。効果的な提案内容とするためにも、VFM算定に係る前提条件を可能な範囲で開示していただきたい。	事業者選定において、正当な競争性が阻害される恐れがあるため、VFM算定の詳細は、非開示とさせていただきます。
242	質問	15	第2	4	(4)	優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	「事業費総額の縮減が見込めない等」以外に取り消しに該当する項目とその基準は事前に公表されますでしょうか。	現時点では、応募者がいない、又はいずれの応募者も事業費総額の縮減が見込めない等のほかは想定していません。
243	意見	15	第2	4	(6)	競争的対話の実施	競争的対話を踏まえ、要求水準等が調整されることとが、附帯事業及び任意事業に関する予備的審査まで期日が少ないことが想定される。予備的審査も評価対象だと考えられるため、提案概要提出期日の延長が必要だと考えます。	予備的審査は、附帯事業及び任意事業の実施(提案)可否を事前に判断するものです。提案概要書の提出期日については、募集要項等公表時に示す予定です。
244	質問	15	第2	4	(6)	競争的対話の実施	「…提案書類提出までに競争的対話を行い、その結果を踏まえ、実施契約書(案)、要求水準書(案)等の調整を行う。」とありますが、調整内容が重要な変更となる場合は、正当な競争性を確保するためにも、提案書提出期限に配慮いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業開始に遅れが生じないように適切に設定します。詳細は募集要項等公表時に示す予定です。
245	質問	15	第2	4	(6)	競争的対話の実施	競争的対話とは、具体的に提案内容の具現化、または価格と提案内容の摺り合わせにおいて実施されるのでしょうか。	競争的対話については、実施方法等含めて、募集要項等公表時に示す予定です。
246	質問	15	第2	4	(6)	競争的対話の実施	競争的対話を踏まえて、実施契約書(案)および要求水準書(案)を調整するとあるが、実施契約書および要求水準書はどのタイミングで固まるのでしょうか。(提案書類の提出、基本協定書の締結、実施契約書の締結、等のイベントの前もしくは後の表現でご回答いただければ幸いです)	競争的対話については、実施方法等含めて、募集要項等公表時に示す予定です。
247	質問	15	第2	4	(6)	競争的対話の実施	参加資格があるとされた者は、全グループに対して対話は実施されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	質問	15	第2	4	(6)	競争的対話の実施	競争的対話は、全ての参加資格があるとされた者に対し、期間を定めて実施することを考えられていますか。	ご理解のとおりです。
249	質問	15	第2	4	(6)	競争的対話の実施	競争的対話では、過去にさかのぼって追加資料の開示を依頼したり、十分な現地実査(機械設備の仕様・劣化状況の確認等)を行う時間を頂くことは可能でしょうか。	競争的対話とは別に、資格審査後、参加資格があるとされた者に対し、現地調査の機会を設ける予定です。
250	質問	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	「提案概要書」の提出においては、提出までの期日が十分配慮され、参加資格者(もしくは参加申請者)に十分な現地調査の機会も得られるとの理解でよろしいでしょうか。	資格審査後、参加資格があるとされた者に対し、現地調査の機会を設ける予定です。
251	質問	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	応募者が提出する附帯事業及び任意事業に関する提案概要書作成にあたり、必要となる資料の請求、現地調査の実施は可能でしょうか。	資格審査後、参加資格があるとされた者に対し、現地調査の機会を設ける予定です。
252	質問	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	提案書類の作成にあたり、必要となる資料の請求、現地調査の実施は可能でしょうか。	資格審査後、参加資格があるとされた者に対し、現地調査の機会を設ける予定です。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
253	質問	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	「実施可否を判断する」とありますが、提案概要書の提出期間とその可否判断時期をご教示願います。	提案概要書の提出期限及び可否判断時期は、募集要項等公表時に示す予定です。
254	意見	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	競争的対話により調整された要求水準等により、提案概要書を作成するものと理解するが、競争的対話によりある程度の応募者の意向が反映されるものと考え。その際には、提案概要書の審査に影響すると考えられるため、公平性を確保するための仕組みが必要だと考える。	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査は、競争的対話の実施前に行います。詳細は募集要項等公表時に示す予定です。
255	質問	15	第2	4	(6)	付帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	「市は提案のあった附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施の可否を判断するものとする」とあるが、実施が否となった場合、その理由を公表して頂けますか。	提案者に対してのみ実施不可の理由を回答します。
256	質問	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	任意事業における判断基準をお示し願います。	市の政策方針や既存計画との大きな不整合がない限り、実施可能とする方針です。そのほか、周辺地域への影響や地元住民の理解が得られるかが目安となると考えます。
257	質問	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	実施可否判断によって否と判断された場合は、その後の技術提案書で付帯事業及び任意事業の提案を行うことはできないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	質問	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	予備的審査で提案した内容から更に検討を進めた結果、提案書類提出時で内容が異なった場合、どのような扱いとなるのかご教示願います。	提案書類提出時に、予備的審査の内容を上回る提案又は一部変更した提案がなされた場合若しくは事業方式が全く異なる提案がなされた場合は、今後公表予定の評価基準を踏まえ評価をします。
259	意見	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	「附帯事業及び任意事業に関する提案概要書」の提出期限について、「競争的対話」実施後に設定していただきますようお願いいたします。	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査は、競争的対話の実施前に行います。詳細は募集要項等公表時に示す予定です。
260	質問	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	附帯事業及び任意事業に関する提案について、提案内容の検討を進めた結果、平成28年7月～8月に審査予定の「附帯事業及び任意事業に関する提案概要書」の内容を上回る提案、または内容を一部変更した提案を平成28年10月提出予定の「提案書類」に記載して提出した場合の扱いはどのようになるのでしょうか。	提案書類提出時に、予備的審査の内容を上回る提案又は一部変更した提案がなされた場合若しくは事業方式が全く異なる提案がなされた場合は、今後公表予定の評価基準を踏まえ評価をします。
261	質問	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	応募者が提出する附帯事業及び任意事業に関する提案概要書(又は提案概要に関する情報)は、貴市以外(PFI専門委員会や他の応募者)にも公開されるのでしょうか。	審査のみ用いますので公開はしません。
262	質問	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	貴市の政策方針や既存計画との整合性がはかれる場合、事業に用いる設備・機器の選定に関する裁量は運営権者にあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	質問	15	第2	4	(7)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	義務事業の改築と見なされるものは、当該審査の対象外との理解でよろしいでしょうか。(仮に焼却炉を更新する場合、義務事業との理解でよろしいでしょうか)	義務事業の改築のうち、附帯事業に係る改築があります。例えば、固形燃料化事業を実施する際に、焼却炉の代わりに固形燃料化施設を新たに導入する場合は、予備的審査の対象となります。
264	質問	16	第2	4	(8)	提案書類の提出等	参加資格があるとされた者とありますが、この参加資格の有無についてはどのような判断をお考えでしょうか。優先交渉権者選定基準で示されるのでしょうか。	参加資格要件としては、第2-3で示すものです。
265	質問	16	第2	5	(1)	基本協定の締結	「基本協定書(案)の修正には、原則として応じない。」とありますが、募集要項等に関する質問回答が反映された基本協定を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項に対する意見や質問を受け付けた結果、市が必要と認めた場合は、基本協定書(案)を修正します。修正した基本協定書(案)については、原則として変更予定はありません。
266	意見	16	第2	5	(1)	基本協定の締結	「浜松市様は、基本協定書(案)の修正には、原則として応じない」と記載ありますが、買主側が不利となるため、実施契約書(案)と同様に「競争的対話に基づいて」調整されることを要望します。	募集要項に対する意見や質問を受け付けた結果、市が必要と認めた場合は、基本協定書(案)を修正します。修正した基本協定書(案)については、原則として変更予定はありません。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
267	質問	16	第2	5	(2)	SPCの設立	SPCの本社所在地については、西遠浄化センター内に所在地を設置することは可能でしょうか。	可能です。
268	質問	16	第2	5	(2)	SPCの設立	SPC所在地を西遠浄化センター内とすることは可能でしょうか。	可能です。
269	質問	16	第2	5	(2)	SPCの設立	浜松市内に設立しなければならない旨記載されていますが、事業開始後は事業コストを鑑みて、西遠浄化センター内に移転することが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	質問	16	第2	5	(2)	SPCの設立	SPCについて、株式会社以外の他の法人形態(合同会社等)のは認められるでしょうか	SPCの法人形態は株式会社を想定しています。
271	質問	16	第2	5	(2)	SPCの設立	運営権者SPCが匿名組合出資による資金調達を行う株式会社でも良いでしょうか	SPCの法人形態は株式会社を想定しています。
272	質問	16	第2	5	(2)	SPCの設立	「優先交渉権者は、基本協定締結後、特定目的会社(以下「SPC」という。)として、(中略)設立しなければならない」とあります。SPC設立時は、コンソーシアム構成員以外からの出資は認められないということでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、コンソーシアム構成員以外からの出資が認められるケースとして、株式会社民間資金等活用事業推進機構の取扱い(第72財政上及び金融上の支援に関する事項)をご参照ください。
273	質問	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	「運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産を市から譲り受ける。」とありますが、運営権者譲渡対象資産の定義をご教示願います。	現在西遠浄化センター等で使用している固定資産及び備品消耗品の一部です。例えば、自動採水器、分析機器、超音波洗浄機、書庫、机等です。詳細な対象リストは募集要項等公表時に示す予定です。
274	質問	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	譲渡対象資産の具体的な内容は、募集要項等公表時に示されるとのことだが、運営権者が不要と判断した場合は、譲渡対象外とできるのか。	譲渡対象資産の譲受については、対象リストとともに募集要項等公表時に示す予定です。
275	質問	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	譲渡対象資産の具体的な内容は、募集要項等公表時に示されるとのことですが、運営権者が不要と判断した場合は、譲渡対象外とできるのでしょうか。	譲渡対象資産の譲受については、対象リストとともに募集要項等公表時に示す予定です。
276	意見	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	要求水準書等の公告時に対象資産について、予定価格の公表が必要だと考えます。	譲渡対象資産の譲受については、対象リストとともに募集要項等公表時に示す予定です。
277	質問	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	譲渡対象資産の具体的な内容は、募集要項等公表時に示されるとのことだが、運営権者が不要と判断した場合は、譲渡対象外とできますか。	譲渡対象資産の譲受については、対象リストとともに募集要項等公表時に示す予定です。
278	質問	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	運営業者が健全度等を合理的な判断をした場合と、市の予定価格が大きく乖離した場合は、市と運営業者と協議することは可能となりますか	譲渡対象資産の譲受については、対象リストとともに募集要項等公表時に示す予定です。
279	質問	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	譲渡対象資産の具体的な内容は、募集要項等公表時に示されるとのことだが、運営権者が不要と判断した場合は、譲渡対象外とできるのでしょうか。	譲渡対象資産の譲受については、対象リストとともに募集要項等公表時に示す予定です。
280	質問	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	運営権者が不要と判断した場合は、譲渡対象外とできるとの理解でよろしいでしょうか。また、不要な資産や高額価格が設定され譲受しないと判断した資産については、市にて撤去及び処分いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	譲渡対象資産の譲受については、対象リストとともに募集要項等公表時に示す予定です。



No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
281	質問	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	「譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。」とありますが、非有効的ではない見積書が提出された場合の対応についてご教示願います。	譲渡対象資産の譲受については、対象リストとともに募集要項等公表時に示す予定です。
282	質問	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	運営権者は本事業開始日に運営権者譲渡対象資産を物品譲渡契約を締結し浜松市様から譲り受けると記載ありますが、浜松市様の予定価格に対し金額の協議が整わない場合、譲渡ではなく物品を利用する権利を運営権者が評価し、当該価格を運営権対価に含めて支払うことは可能でしょうか。	譲渡対象資産の譲受については、対象リストとともに募集要項等公表時に示す予定です。
283	質問	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	運営権者譲渡対象資産の明細と簿価評価額をご教示願います。	募集要項等において、運営権者譲渡対象資産に関する情報を提示する予定です。
284	質問	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	運営権者譲渡対象資産の予定価格はいつごろ公表予定でしょうか。	募集要項等公表時に示す予定です。
285	質問	17	第2	5	(5)	運営権者譲渡対象資産の譲受	「一括払いで対価を支払い」とありますが、運営権者の資金調達コストは提案価格に含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。譲渡対象資産については、募集要項等公表時に示す予定です。
286	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方	この記述と別紙3でのリスク分担表とは、リスク分担が異なる部分があるかと思いません。別紙3が優先されるとの理解でよろしいでしょうか？	実施方針本文が優先します。
287	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ①不可抗力	「実施契約に定める一定の要件を満たした事象(以下「不可抗力」)」との記載がありますが、不可抗力の解釈は市及び運営権者ともに非常に重要な事項であり、実施契約において可能な限り詳細に要件が定められるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等において示す予定です。
288	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ①不可抗力	P16では、「不可抗力」は例外的に市がリスク負担する事項として記載されていますが、P26(3)イでは、「当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。」と記載されています。この両者の関係は如何になるのでしょうか？	不可抗力に伴い運営権設定対象施設を復旧するために必要な費用については、一定額を市が負担するという趣旨です。
289	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ①不可抗力	浜松市地域は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」の中でも特に大きな被害が想定されている地域です。施設・設備の耐震化等、事前の対策が必要であると貴市又は運営権者が判断した場合、その対策に係る費用負担はどのようになりますでしょうか。	耐震化工事については市の負担となります。その他、市が公益上の理由から必要と認めるものについては市が負担します。
290	意見	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ①不可抗力	不可抗力のさい、事業継続措置に必要となる費用については、市と運営業者で協議するところが、市の負担にして頂きたいと考えます。	不可抗力の際は、市及び運営権者のいずれかではなく、共同で事業継続措置を行うことが必要と考え、現行案のとおりとさせていただきます。
291	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ①不可抗力	災害発生時に外部から汚泥を受け入れるなど、災害発生に係る協定等、既に締結済みのものがあればご開示願います。	現在、締結している協定はありません。
292	意見	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	「運営権対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合、本事業開始後6ヶ月内に限り運営権者は浜松市様に対して瑕疵担保請求を行うことができる。」とございます。運営準備行為として現地調査をさせていただけるとしても、実際に運営開始しないと顕在化しない隠れたる瑕疵もあると思います。そう考えると瑕疵担保期間が6ヶ月間というのは民法上の規定を鑑みても短すぎると思慮しますので、民法の規定に合わせる等、何らかのご配慮をいただけますでしょうか。	事業開始前から実質的な調査は可能となること及び商法上は瑕疵担保期間が6ヶ月であることを考慮すると、担保期間として十分なものであると考えています。

No.	意見 質問	頁	章	節	細節	項目名	内容	回答
293	意見	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	「運営権対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合、本事業開始後6ヶ月内に限り運営権者は浜松市様に対して瑕疵担保請求を行うことができる。」とございます。運営準備行為として現地調査をさせていただけるとしても、実際に運営開始しないと顕在化しない隠れたる瑕疵もあると思います。瑕疵担保期間が6ヶ月間というのは民法上の規定を鑑みても短すぎると思慮しますので、民法の規定に合わせる等、何らかのご配慮をいただけますでしょうか。	事業開始前から実質的な調査は可能となること及び商法上は瑕疵担保期間が6ヶ月であることを考慮すると、担保期間として十分なものであると考えています。
294	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	②瑕疵担保責任において、「隠れたる物理的な瑕疵があった場合、本事業開始後6ヶ月以内に限り瑕疵担保請求を行うことができる。」こととされておりますが、既存施設は貴市と工事請負業者間で浜松市建設工事請負契約約款 第41条(瑕疵担保)による契約が成されているものと考えられますので、当該工事請負業者に瑕疵担保責任がある場合においては、当該工事請負業者が対応すべきと考えます。どのような仕組みをお考えか教えてください。	ご理解のとおりです。
295	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	「隠れたる物理的な瑕疵」とは、具体的にはどのような瑕疵を想定されているか教えてください。(例えば、10の処理能力を有すると考えていた装置が8の処理能力しか発揮できなかった場合、物理的な瑕疵、には含まない、という意図でしょうか。)	現状では不可視の部分について、将来何らかの事情で欠損等が見つかる場合を想定しています。
296	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	「運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、(中略)運営権者は市に対して瑕疵担保請求を行うことができる」とあります。この場合、運営権者が当該瑕疵に係る業者に対して直接に請求できるよう、貴市が代位権を運営権者に付与することがありますでしょうか。	想定しておりません。
297	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	「また、本事業終了日から6ヶ月以内に限り、運営権対象施設及び運営権者から浜松市様への譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合、浜松市様は運営権者に対して瑕疵担保請求ができる。」とありますが、本事業終了後に、事業開始前から存在する、本来浜松市様が負うべき瑕疵が顕在化した場合においても、浜松市様は運営権者に瑕疵担保請求ができるのでしょうか。6か月間の請求対象は責任所在が運営権者にある資産に限定すると理解して宜しいでしょうか。	将来の個別事象については、当該時点でその判断について協議を行うものと考えています。
298	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	「② 瑕疵担保責任」の第一段落「また」以降については、本事業終了日後に市が発見して運営事業者に対して瑕疵担保請求した瑕疵であっても、これが本事業開始時から存在していた瑕疵であることが判明した場合は、運営事業者は瑕疵担保責任を負わないと考えますが、この点ご確認お願いいたします。	将来の個別事象については、当該時点でその判断について協議を行うものと考えています。
299	意見	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	②瑕疵担保責任において、「募集要項等市が開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合、市はこれらの瑕疵については責任を負わない。」こととされておりますが、「募集要項等」、「情報等」など「等」でひとくくりにされておりますが、全ての公開資料、情報その他一切の瑕疵の責任を負わない、ということを用意しているのではないものと思料致します。瑕疵の責任を負わない資料を丁寧に整理すべきと考えます。(現在の記載内容の場合、例えば、本質問書・意見書への回答で誤った回答をされた場合であっても責任を負わない、ということになりかねません。)	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。
300	意見	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	「物理的な瑕疵及び資料の情報等の瑕疵が発見された場合、本事業開始後6ヶ月以内に限り運営権者は浜松市様に対して瑕疵担保請求を行うことができる」と記載ありますが、買主リスクが高くなるため、民法の規定に合わせる等、何らかのご配慮をいただけますでしょうか。	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。
301	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	開示頂いた資料の情報に瑕疵があり、事業費用に影響がある場合は、再度協議を行い、事業費の変更を認めて頂けるのでしょうか。	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
302	意見	18	第3		1	リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	「募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報瑕疵が発見された場合、市はこれらの瑕疵については責任を負わない」旨の記載がございますが、当該情報の瑕疵により運営権者が著しく損害を被った場合(事業計画策定の元となる情報に齟齬があった場合等)については、運営権者は市に対して瑕疵担保請求が行える、或いは損害を被らないように入札条件の変更等が可能となる様な建て付けとしていただきたくお願い致します	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。 なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。
303	質問	18	第3		1	リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	「募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵(情報の齟齬、矛盾、欠陥、権利の瑕疵、物理的な瑕疵を含むがこれに限られない。)が発見された場合、市は…責任を負わない。」とありますが、市の責でありながら責任を負わない理由をご教示願います。	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。 なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。
304	意見	18	第3		1	リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料等に瑕疵が発見された場合、市は責任を負わないとありますが、市が開示する資料に関する瑕疵については市が負うべきではないでしょうか。	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。 なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。
305	意見	18	第3		1	リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	「募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合、市は…これらの瑕疵については責任を負わない」とありますが、責任を負っていただきたく存じます。	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。 なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。
306	意見	18	第3		1	リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	「募集要項等市が…責任を負わない。」に対し、開示した情報に責任を負わないというのは問題があると思います。内容に基づき貴市の責任の元、費用や手続き等を貴市にて負担すべきだと考えます。(P.34別紙3リスク分担表も同)	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。 なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。
307	質問	18	第3		1	リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	資料の情報等の瑕疵のため、運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議することが可能でしょうか。	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。 なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。
308	意見	18	第3		1	リスク分担の基本的な考え方 ②瑕疵担保責任	「募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合、市は、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については責任を負わない。」とあるが、内容に応じて市と運営権者との協議として頂きたい。	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。 なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。
309	質問	18	第3		1	リスク分担の基本的な考え方 ③国の特定法令変更及び市の特定条例等変更	法令や条例に関する変更リスクは事業者側でコントロール不可能なため、市の負担としていただきたく。	本事業について、市が運営しても運営権者が運営しても、等しく発生するリスクは、運営権者に担っていただくことを基本として考えます。法令については、市もまたコントロール不可能であることから、各自がリスクを負うこととします。特定条例により運営権者に生じた損失に係る負担については協議事項とします。
310	質問	18	第3		1	リスク分担の基本的な考え方 ③国の特定法令変更及び市の特定条例等変更	「特定法令等変更が生じた場合は、市及び運営権者に生じた損害は各自が負担する」とありますが、運営権者に生じた損害は、利用料金の値上げによって徴収されるものと考えます。他の処理区における利用料金と乖離がでる恐れがありますが、運営権者の権利として相応の料金単価設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業について、市が運営しても運営権者が運営しても、等しく発生するリスクは、運営権者に担っていただくことを基本として考えます。国の法律改正によるリスクは、市・運営権者共にコントロール不可能であるため、両者が負担するリスクとしています。 ただし、当該法令の変更等が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合は、利用料金設定割合の改定協議を行うことができます(第1-1(11)イ(ウ)α)。 また、使用者が負担する金額は、いかなる場合でも全処理区で同一となります。市は、下水道事業全体の観点で、必要性を計画的に検討し、必要に応じ使用料等の改定(料金改定)を行い、運営権者もまた、料金改定の提案を5年に1度発意することができます(第1-1(10)イ)。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
311	意見	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ③国の特定法令変更及び市の特定条例等変更	「運営権者及び市に生じた損失は、各自負担する」(P.33別紙3リスク分担表備考欄も同記載)に対し、当事者のみが負担すべきという意味だととらえます。例えば実質運営権者業務範囲のみであっても、法令等の変更背景を元に、運営権者と貴市で公平な負担となるよう「協議により両者で負担する」との記載にすべきと考えます。	市及び運営権者に生じた損害は各自が負担することとします。
312	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ③国の特定法令変更及び市の特定条例等変更	「特定法令等変更が生じた場合は、市および運営権者に生じた損害は各自が負担する」とありますが、特定法令変更リスクは一般的に市ではないでしょうか、各自が負担するとした理由をご教示願います。	本事業について、市が運営しても運営権者が運営しても、等しく発生するリスクは、運営権者に担っていただくことを基本として考えます。国の法律改正によるリスクは、市・運営権者共にコントロール不可能であるため、両者が負担するリスクとしています。
313	意見	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ③国の特定法令変更及び市の特定条例等変更	本事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす市の条例及び政策の変更により、運営権者に生じた損失に係る負担については、市の負担にして頂きたいと考えます。	特定条例により運営権者に生じた損失に係る負担については市と運営権者で協議事項とします。
314	意見	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ③国の特定法令変更及び市の特定条例等変更	「③ 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更」において、国または市の特定条例等変更は、第1、1(11)イ(ウ)における「法令等の変更」や「市の計画変更」との差異を明確にしていだけますよう、お願い致します。	第1-1(11)イ(ウ)a又はcの要件として、特定法令等変更及び特定条例等変更との差異はありません。法律等又は市の計画変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減するかどうか、利用料金設定割合の改定に発意に関する判断基準となります。
315	意見	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ④需要の変動	「需要変動に起因する利用料金の増減に関しては、原則として運営権者が負う」と記載ありますが、買主リスクが高くなるため、「浜松市様が提出する予測値より一定割合以上増減があればその分は浜松市様がコストを負担する」ことに変更するよう要望します。	基本的に需要見通しは事業者が行い、その見通しに基づく事業を提案していただくことを考えていることから、需要変動に関するリスクは運営権者のリスクとし、市ではなく原則として運営権者に負担していただきます。ただし、市が示す利用料金見込額から著しく乖離する場合には、第1-1(11)イ(イ)aに示す急激な需要変動による協議により各自の負担を検討することを考えています。
316	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ④需要の変動	需要の変動は運営権者のリスクとされていますが、需要については市が把握されている内容ですので、市側でリスクをお取りいただいた方が、より低リスクで事業が遂行できると考えますがいかがでしょうか。	基本的に需要見通しは事業者が行い、その見通しに基づく事業を提案していただくことを考えていることから、需要変動に関するリスクは運営権者のリスクとし、市ではなく原則として運営権者に負担していただきます。ただし、市が示す利用料金見込額から著しく乖離する場合には、第1-1(11)イ(イ)aに示す急激な需要変動による協議により各自の負担を検討することを考えています。
317	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ④需要の変動	「需要変動に起因する運営権者負担コストの増減に関しては、原則として、運営権者が負う。」とありますが、将来的な人口の増減を鑑みた需要変動予測について、今後、要求水準書(案)で公表されるのでしょうか。また、需要変動予測を公表された場合、市の想定から逸脱した需要変動が生じた際には、市がそのリスクを担保するとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に、利用料金の見込額を提示す予定です。第1-1(11)イ(イ)aに示す急激な需要変動による利用料金設定割合の改定等の協議については、市が示した利用料金推計額との乖離が一定以上発生した場合に発意できるものとします。詳細は募集要項等公表時に示す予定です。
318	意見	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ④需要の変動	「運営権者が収受する利用料金が著しく増減」とありますが、具体的な金額や割合についてはどの程度を想定しているのでしょうか。想定している場合は、基準を明記していただけますでしょうか。想定していない場合は、基準を想定し明記していただけますでしょうか。	著しい増減については、募集要項等公表時に示す予定です。
319	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ④需要の変動	ここでの「著しい増減」について、数値的な目安はございますでしょうか	著しい増減については、募集要項等公表時に示す予定です。
320	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ④需要の変動	需要変動により利用料金が著しく増減した場合は、臨時的に市と協議できることとしていますが、協議が可能となる具体的な基準値等をご教示願います。	著しい増減については、募集要項等公表時に示す予定です。
321	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ④需要の変動	「設定割合の改訂等について協議を行うことができる。」とありますが、設定割合のほかどのような事項が協議に対象となりますでしょうか。例えば、利用料金自体の値上げの協議は可能なのでしょうか。	利用料金設定割合のほか、協議の対象となる具体的な事項は、募集要項等公表時に示す予定です。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
322	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ④需要の変動	需要の変動は運営権者のリスクとされていますが、事業期間における需要予測の資料を開示願います。	募集要項等公表時に示す予定です。
323	意見	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ④需要の変動	過去の使用料金(下水料金の単価)の推移をご教示願えればと思います。	募集要項等公表時に示す予定です。
324	意見	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ④需要の変動	過去の流入推量の推移を要求水準書(案)にてご開示いただいておりますが、対象エリアに変動があったようでしたらご教示いただけますでしょうか。(エリア増による増加なのか、単純に需要が増加しているのかを判断するため)	過去の処理区域や処理人口の推移については、参考資料として公表した維持管理年報に記載されていますので、ご参照ください。なお、同資料については募集要項等公表時においても希望者に対して貸与いたしますので、お申込みください。
325	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑤物価の変動	「電力料金単価等が著しく変動」とありますが、基準についてご教示下さい。	著しい変動については、募集要項等公表時に示す予定です。
326	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑤物価の変動	ここでの「著しい変動」について、数値的な目安はございますでしょうか	定量的な発動要件については、募集要項等公表時に示す予定です。
327	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑤物価の変動	電力料金単価等が著しく変動し、運営権者の負担が増減が予測される場合は、臨時的に市と協議できることとしていますが、協議が可能となる具体的な基準値等をご教示願います。	定量的な発動要件については、募集要項等公表時に示す予定です。
328	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑤物価の変動	「電力料金単価等」とありますが電力料金単価の他にどのようなものを想定してますでしょうか。	発動要件の詳細は、募集要項等公表時に示す予定です。
329	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑤物価の変動	「運営権者が負担する改築費用が、『物価の著しい上昇により著しく増加した場合の規定』は、浜松市建設工事執行規則第35条の規定を準用するものとし」とありますが、この「第35条」には、第35条2項(インフレスライド条項)だけでなく、第35条1項(全体スライド条項)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	意見	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑤物価の変動	改築費用に関し、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更を請求するにあたり、スライド計算に用いる指標として、土木工事においては「建設工事費デフレーター」(国土交通省総合政策局)、建築工事においては建設物価指数月報(一般財団法人建設物価調査会)の「建設物価建築費指数」といった、わかりやすく実態に沿った指標を採用していただきますようお願いいたします。	発動要件の詳細は、募集要項等公表時に示す予定です。
331	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑥国補助金制度の変更等	「国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた改築の実施を原則とする」とあります。 この場合も、改築に係る費用の負担割合は変更なし(計画見直し後の改築費用に対して、貴市:10分の9、運営権者:10分の1)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
332	意見	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑥国補助金制度の変更等	国の補助金が継続されない場合も、過去の事業実績を踏まえ、運営権者の事業を継続する為に必要な補助が必要となる場合に備え、浜松市様と運営権者との協議の場を要望致します。下水道事業を空港事業や有料道路事業等の他のコンセッション事業と比較した場合、民間の活力や創意工夫が直ちに収益に結びつくものではなく、収支の構成は本事業前と後で相対的に大きく変動しないと考えられるためです。	ご指摘のとおり、国補助金制度が変更される場合においては、市と運営権者は、契約継続に向けて協議を行います。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
333	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑥国補助金制度の変更等	国の補助金が継続される場合、浜松市様と運営権者への配分についてどのようなお考えかご教示願います。	改築に係る費用負担については、第1-1(12)ア(イ)に示すとおり、運営権者の負担が10分の1で、市の負担が10分の9です。この負担割合を前提に、利用料金は、市が標準的と考える運営権者の収支モデルに基づき設定するため、仮に国補助金の補助率が変わったとしても、改築の費用負担割合は変わりません。
334	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑥国補助金制度の変更等	交付額が相違する場合には、計画の見直しを行い、交付額に応じた改築の実施を原則とするとありますが、交付額との差額を市が負担して改築をすることもありえるのでしょうか。	原則、交付額との差額を負担することはありませんが、必要に応じて協議により措置します。
335	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑥国補助金制度の変更等	「国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた改築の実施を原則とする。…」とありますが、改築の計画を変更したことによる設備の劣化の進行等の運営上のリスクおよび費用の増加リスクについては、貴市が保有されるとの理解でよろしいでしょうか。	市と協議の上で計画を見直すことから、ご指摘のリスクは運営権者が負うものと整理しています。
336	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑥国補助金制度の変更等	国の補助金は、本事業開始時点において現状維持される予定か、変更される予定かご教示願います。	現時点では、変更がないという前提で考えています。
337	質問	19	第3	1		リスク分担の基本的な考え方 ⑥国補助金制度の変更等	国の補助金は浜松市様の決算書の損益計算書において「会計負担金」と等しいと理解して宜しいでしょうか。	浜松市下水道事業会計決算書 損益計算書における「会計負担金」は、国補助金ではありません。国補助金にあたるのは、決算報告書の資本的収入及び支出における「国庫支出金」です。
338	質問	18	第3	1		リスク分担の基本的な考え方	西遠処理区において、住民や漁協組合等との協定はありますでしょうか。	運営権設定対象施設の運営に関する協定の有無、内容及び承継要否等については、募集要項等において公表いたします。
339	質問	19	第3	2		事業の実施状況のモニタリング	「要求水準の達成が困難と判断する場合」とありますが、具体的にどのような場合を想定しているのでしょうか。また、浜松市様としてどのようなプロセスで判断するのでしょうか。	募集要項等公表時に示す予定です。
340	質問	19	第3	2		事業の実施状況のモニタリング	市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う予定と記載されていますが、市と第三者が行うモニタリングは同じ内容でしょうか。定量的な比較としてモニタリングを行う場合、市と第三者が行うモニタリングは同様の内容と考えます。	市と第三者モニタリングは同じ視点で行われます。モニタリングの基本的な考え方は、募集要項等公表時に示す予定です。
341	質問	19	第3	2		事業に実施状況のモニタリング	「市は、運営権者に対して改善措置や要求水準違反約金を求めるものとする」とありますが、違反約金の算出方法は、実施契約書(案)等で公表されますでしょうか。	募集要項等公表時に示す予定です。
342	質問	19	第3	2		事業の実施状況のモニタリング	要求水準違反約金はどの程度の金額を想定してますでしょうか。	募集要項等公表時に示す予定です。
343	質問	19	第3	2		事業の実施状況のモニタリング	「…要求水準の達成が困難と市が判断する場合には、市は運営権者に代わり、事業を実施することもある。その場合にかかる費用は、運営権者に求めることができるものとする。」とありますが、そのリスクについては市が保有し、また、市が事業を実施した際に発生したリスクに伴う費用については、運営権者には求めないとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者の懈怠により要求水準に未達が生じている以上、運営権者がリスクも負担するものと整理しています。
344	質問	19	第3	2		事業の実施状況のモニタリング	任意事業については、独立採算かつ、敷地使用料だけを運営権者が支払う業務なので、モニタリングの対象外との理解でよろしいでしょうか。	任意事業により本事業の安定経営に影響を生じていないかについて、市はモニタリングを行う予定です。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
345	質問	19	第3	3		保険	「実施契約において市が定める基準以上の損害賠償保険」とありますが、現時点で想定されている保険内容をご教示願います。	募集要項等公表時に示す予定です。
346	質問	19	第3	3		保険	運営権者が加入する保険の基準および根拠を、ご教示ください。	募集要項等公表時に示す予定です。
347	質問	19	第3	3		保険	「～市が定める基準以上の保険に加入しなければならない。～」とありますが、不可抗力事象をカバーできる保険(特に地震保険は付保対象施設の規模も相まって付保金額が大変高額となり、また、付保金額に見合う補償額を得られないと想定されます)の費用も提案金額に含むとの理解でよろしいでしょうか。	保険の種類は募集要項等公表時に示す予定ですが、地震保険の付保は想定しておりません。
348	質問	19	第3	3		保険	賠償責任保険に関し、「市が定める基準」を具体的にご教示願います。	募集要項等公表時に示す予定です。
349	意見	19	第3	3		保険	賠償責任保険の加入費用の負担所掌を記載願います。	支払保険料等の費用は全て運営権者にて負担します。
350	質問	19	第3	3		保険	「～市が定める基準以上の保険に加入しなければならない。～」とありますが、現在貴市が加入している保険の種類、補償内容が「市が定める基準」であるべきと思料致します。特に火災保険や地震保険は保険料が割高であり、現在貴市が加入している保険以上の保険を最低条件として定められてしまうと結果的に事業費が高騰してしまってもよいとの理解でよろしいでしょうか。	保険の種類は募集要項等公表時に示す予定ですが、地震保険の付保は想定しておりません。
351	質問	19	第3	3		保険	市が定める「基準」とは付保対象および「付保金額」の、どちらについても市が定めるとの理解でよろしいでしょうか？	募集要項等において、市が現在加入している保険の内容について示し、応募者はその基準以上の損害賠償保険に加入することをご提案いただく予定です。
352	質問	19	第3	3		保険	実施契約において市が定める基準以上の損害賠償保険とは、任意事業に対しても同様の損害賠償保険に加入しなければならないのでしょうか。	実施方針記載のとおり、任意事業が本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責任によるものとなりますので、その点をご留意の上、ご判断をお願いします。
353	質問	20	第3	4	(1)	運営権の処分	「ただし、浜松市様と金融機関との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。」とありますが、「実施契約等に規定する事項」とは具体的にどのような条項を指しますか。(例：返済期間、金利、等)	市による実施契約の解除権行使、金融機関による事業介入権の行使に関する手続き等、事業を円滑に継続させるために必要な事項について定めることを予定しています。
354	質問	20	第3	4	(2)	運営権者の株式の新規発行及び処分	「本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合」とありますが、どのような株式の処分が「適切な運営を阻害する」とみなされる事例となりますでしょうか。具体例をご教示ください。	個別具体的な事例については、個別事案に応じて市において判断いたします。
355	質問	20	第3	4	(2)	運営権者の株式の新規発行及び処分	無議決権株式について、議決権を有しないものであれば、種類株の内容については制限は無いものと理解してよろしいでしょうか	実施方針に記載のとおり、普通株式として「本議決権株式」、種類株式として「本完全無議決権株式」のみを発行できます。
356	質問	20	第3	4	(2)	運営権者の株式の新規発行及び処分	資金調達のために発行した株式への配当原資相当は「利用料金の構成」にある「利潤」の積算根拠に参入できるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
357	質問	22	第4	1	(2)	事業用地の貸付	公有財産賃貸借契約について、附帯事業にて設置する建屋などの一部を用いて任意事業を行う場合、これらの建屋についても賃貸借契約を結ぶものとなるのでしょうか。	任意事業を行う場合には必要となります。附帯事業の場合には不要です。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
358	質問	22	第4	1	(2)	事業用地の貸付	附帯事業を行う場合には、公有財産賃貸借契約の締結の必要はあるのでしょうか。	不要です。
359	質問	22	第4	1	(2)	事業用地の貸付	「任意事業を行う場合には、浜松市様と運営権者は公有財産賃貸借契約を締結し」とありますが、賃貸料金はどの程度を見込まれておりますでしょうか。(例:100円/㎡@年程度、等)	募集要項等公表時に示す予定です。
360	意見	22	第4	2		運営権設定対象施設の概要	①西遠浄化センター、②浜名中継ポンプ場、③阿蔵中継ポンプ場を結ぶ埋設管路も、運営(維持、更新等)対象となると考えますので明記された方が分かりやすいかと存じます。	ご指摘の埋設管路は運営権設定対象施設ではありません。(管路施設は本事業の対象外です。)
361	質問	23	第4	4		西遠浄化センターの現状の全体処理フロー図	焼却後の灰は搬出処分されておりますが、搬出の後、どのように処分されているのでしょうか(例:廃棄物処分、肥料処分、等)。また搬出処分代は年間どの程度の金額になりますでしょうか。(決算書のどの部分に該当しますでしょうか)	平成26年度は、静岡県により管理されていますが、委託により肥料として有効利用されていると聞いております。その量は、平成26年度灰の搬出量として1,125トンです。また、金額は、参考資料の資料5西遠維持管理実績の汚泥処分費に含まれています。
362	質問	23	第4	4		西遠浄化センターの現状の全体処理フロー図	焼却後の灰は搬出処分されておりますが、任意事業(例えばバイオガス発電等)の結果、現状と異なった形状、性質の灰、汚泥等が排出された場合も、同じ搬出先を利用できるのでしょうか。	廃棄物処理方法は、要求水準の規定に従い、運営権者自らの判断で適切な処理を行っていただきます。現在と同じ搬出先を利用できるか否かは、運営権者と排出先処分業者との契約になります。
363	質問	25	第6	1		事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	(1)運営権者事由解除(2)市事由解除又は終了(3)不可抗力解除又は終了(4)特定法令等変更解除(5)特定条例等変更解除 のすべてに、改築に係る費用の1/10の残金精算についての記述がありません。全額精算して頂けるものと理解しておりますが、宜しいですか?	事業終了時点における運営権者の改築に係る税務上の繰上資産相当額(提出者様が示す1/10の残金)については、第1-1(9)エ(イ)に規定する方法で、その対価に相当する金銭を支払います。本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する(第1-1(9)ア)ことから、上記規定が適用されます。
364	質問	25	第6	1	(1)	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	改築実施時に運営権者が立て替える未償却残高相当額については、精算していただけるとの理解でよろしいでしょうか。(以下、(2)、(3)、(4)(5)も同じ)	事業終了時点における運営権者の改築に係る税務上の繰上資産相当額(提出者様が示す1/10の残金)については、第1-1(9)エ(イ)に規定する方法で、その対価に相当する金銭を支払います。本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する(第1-1(9)ア)ことから、上記規定が適用されます。
365	質問	25	第6	1	(1)	運営権者事由解除	運営権者帰責により実施契約が解除された場合、運営権者は市に対し契約解除違約金を支払い、なおかつ残事業期間に係る運営権対価前払金の清算は受けられないとしていますが、運営権対価を上げるインセンティブにするためにも、運営権対価前払金は残事業期間に応じて清算を受けられるようにして頂くことは可能でしょうか。	実施方針のとおりです。(運営権対価前払い金の清算は受けられません。)
366	質問	25	第6	1	(1)	運営権者事由解除	運営権対価前払金は契約解除違約金に充当されるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権対価前払金は契約解除違約金に充当されません。
367	質問	25	第6	1	(1)	運営権者事由解除	契約解除違約金は、「第1-1-(11)ーオ 債権の担保のための利用料金の引き当て」に記載の通り、市が保管した利用料金から引き当てられると理解しておりますが、残事業期間に係る運営権対価前払金を精算しないこととなると、運営権者は二重に契約解除違約金を支払うことになると思慮します。従って、保管した利用料金だけでは契約解除違約金を充足出来ない場合は、それに応じた違約金を運営権者が別途支払うこととし、残事業期間に係る運営権対価前払金は精算すべきと考えますが如何でしょうか。	実施方針のとおりです。(運営権対価前払い金の清算は受けられません。)
368	質問	25	第6	1	(2)	市事由解除又は終了	「市は、…運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。」とありますが、PPPの精神に反する一方的な条項の意味合いをご教示願います。	PFI法第29条第1項2号に規定される公益上やむを得ない必要が生じたときです。現時点では、具体的に想定していません。



No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
369	意見	25	第6	1	(2)	市事由解除又は終了	浜松市様は浜松市様事由で一方的に解除できるようになっております。この際の運営権者の損失相当額の考え方(算出方法)を具体的に明示された方がよいと考えます。(例:運営権者の策定した事業計画の残事業年度分の収益分、等)	当該時点において、PFI法第30条の規定に従い対応を検討させていただき予定としていません。
370	質問	25	第6	1	(2)	市事由解除又は終了	「…市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。」とありますが、清算方法をご教示ください。	残事業期間に係る運営権対価前払金の清算方法については、募集要項等公表時に示す予定です。
371	質問	25	第6	1	(2)	市事由解除又は終了	これは運営権者にとっての事業運営(経営)リスクだと思われれます。リスク発生となる原因(公益上でやむを得ない必要)にはいかなる事象が想定されるのでしょうか？	PFI法第29条第1項2号に規定される公益上やむを得ない必要が生じたときです。現時点では、具体的に想定していません。
372	質問	25	第6	1	(2)	市事由解除又は終了	「市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約の終了、～」とあるが、想定しうる事例をご教示ください。	例えば国の制度変更により、市が下水道事業を所管しなくなった場合等が該当します。現時点では、具体的に想定していません。
373	質問	26	第6	1	(2)	市事由解除又は終了	市事由解除又は終了に際しては、「市は、運営権者に対し、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う」とありますが、これは義務事業、附帯事業、任意事業の全てを対象するものと理解して良いのでしょうか	全てを対象とするものと考えています。
374	質問	26	第6	1	(3)	不可抗力解除又は終了	不可抗力により任意事業、附帯事業においては、部分解除・終了の対象となりうると事が懸念され、実施契約の部分的な解除の有無について、ご教示願います。	部分的な解除は想定しておりません。
375	質問	26	第6	1	(3)	不可抗力解除又は終了	「当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない」旨記載がありますが、未償却残額相当額に付きましては別途であるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業終了時点における運営権者の改築に係る税務上の繰上資産相当額(平成27年12月11日公表の実施方針(案)で示した未償却残高と同義)の取扱いについては、本項目における「各自が負担」とは別途措置されます。
376	質問	26	第6	1	(3)	不可抗力解除又は終了	P16では、「不可抗力」は例外的に市がリスク負担する事項として記載されていますが、P26(3)イでは、「当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。」と記載されています。この両者の関係は如何になるのでしょうか？	不可抗力に伴い運営権設定対象施設を復旧するために必要な費用の負担については、予め実施契約に定める範囲について、市と運営権者がそれぞれ負担することとなります。具体的には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に従って実施契約において損害対象の分担範囲を規定します。「各自が負担」は、等分という意味ではありません。
377	質問	26	第6	1	(4)	特定法令等変更解除	「・特定法令変更により市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互の損害賠償は行わない。」とありますが、特定法令変更リスクを市がとらない理由をご教示願います。	本事業について、市が運営しても運営権者が運営しても、等しく発生するリスクは、運営権者に担っていただくことを基本として考えます。法令については、市もまたコントロール不可能であることから、各自がリスクを負うこととします。
378	意見	26	第6	1	(5)	特定条例等変更解除	特定条例等で契約が解除になった場合、運営権者に生じた損失に係る負担については、市の負担として、損害賠償請求を行うことを妨げないで頂きたいと考えます。	特定条例変更については、運営権者に生じた損失に係る負担については市と運営権者で協議事項とします。
379	意見	26	第6	1	(5)	特定条例等変更解除	「特例条例等変更により」とあります。 本事業期間が20年間と長期であることから、当該変更による影響は運営権者にとって小さくないものと想定します。 特例条例等変更により解除となり得る条件をより具体的に提示して頂けますでしょうか。	特定条例変更により本事業を継続できない合理的な理由を運営権者が提示した場合です。現時点で具体的なケースは想定していません。
380	質問	27	第6	2		金融機関又は融資団と市との協議	市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について金融機関又は融資団と直接協定を締結する事が有る、とございますが、具体的にはどの様な場合に、どの様な事項について、直接協定を締結する事を想定されていますでしょうか	市による実施契約の解除権行使、金融機関による事業介入権の行使に関する手続き等、事業を円滑に継続させるために必要な事項について定めることを予定しています。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
381	質問	27	第6	2		金融機関又は融資団と市との協議	「一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定と締結することがある。」とありますが、当該協定が運営権者と記入機関等との融資条件や契約内容にどのような影響を持つと想定されていますでしょうか。	当該協定は市と金融機関が締結するものであり、運営権者と金融機関の間における契約内容等には影響はないものと想定しています。
382	質問	28	第7	1		法制上及び税制上の措置に関する事項	法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用された場合のリスクが運営権者である理由をご教示願います。	リスクに関する基本的な考え方は、第3章-1のとおりです。一般的に広く適用される法令等変更及び税制変更のリスクは、運営権者の負担となります。 一方、第7-1「法制上及び税制上の処置に関する事項」が示す「法制上及び税制上の措置」については、現状を補完する新たな法制度の整備や本事業が適用される支援制度及び優遇措置等の特記する項目であり、リスク分担に関する事項のみならず、運営権者に利する事項についても言及するものです。
383	質問	28	第7	2		財政上及び金融上の支援に関する事項	株式会社民間資金等活用事業推進機構の出資制度の利用は、提案評価事項では無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
384	意見	28	第7	2		財政上及び金融上の支援に関する事項	株式会社 民間資金等活用事業推進機構の出資制度の対象事業であり、とあるが株式会社 民間資金等活用事業推進機構を活用の有無は運営権者に任せるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
385	質問	31	別紙 1	1	(3)	PFI法等における用語と本事業における用語の関係性 ※3	任意事業の例として「太陽光発電」があげられておりますが、それ以外に現在想定されている任意事業の種類があればご教示ください。	現時点では、他にはありません。
386	質問	31	別紙 1	1	(3)	PFI法等における用語と本事業における用語の関係性 ※3	任意事業の例として「太陽光発電」があげられておりますが、多目的広場に中高層ビルなどを建設することは物理的に可能でしょうか(地下に基礎建設の障害となるような構造物、関連構造物などはございますでしょうか)	具体的な提案内容の実施可否については、附帯事業及び任意事業に関する予備的審査において判断し、提案書提出前に返答します。
387	質問	33	別紙 3			リスク分担表	協議となっている項目がありますが、協議の申し出は双方が出来るとの理解でよろしいでしょうか。	実施契約で別途定める場合を除き、双方で申し出が可能です。
388	質問	33	別紙 3			リスク分担表 環境問題	既に顕在化している、騒音、振動、臭気等の問題は調査結果はありますか。	処理場・ポンプ場周辺では現に顕在化している騒音、振動、臭気等の問題はありません。
389	質問	33	別紙 3			リスク分担表 環境問題	「運営権者による施設の供用に伴い発生する騒音、振動、大気汚染、臭気等の環境問題」は運営権者リスクとなっておりますが、現在問題になっていないことをご教示願います。	処理場・ポンプ場周辺では現に顕在化している騒音、振動、臭気等の問題はありません。
390	質問	33	別紙 3			リスク分担表 環境問題	既に顕在化している問題への対応は基本的に市にあるものと考えますが、それも含めて運営権者のリスクとしての取り扱いでしょうか。その場合、臭気対策施設などは市の負担での対応としてよろしいですか。	運営権者の事業範囲として行っていただきます。
391	質問	33	別紙 3			リスク分担表 不可抗力	「市が予め指定する範囲の損害(予見可能であり発生の防止手段を合理的に期待できるもの)は、運営権者が負担する。」とされておりますが、このリスクには要求水準書(案)平成27年12月11日p90、1-3に示される最大クラスの地震、津波による損害は含まれないものと考えて宜しいでしょうか。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用される不可抗力事象については、市の負担となります。同法第6条の適用除外規定に該当する場合は、運営権者の負担範囲となります。詳細は、募集要項等において示す予定です。
392	意見	33	別紙 3			リスク分担表 不可抗力	要求水準書(案)平成27年12月11日p7、1.4(3)表1-2では、耐震補強工事等含め土木建築工事は貴市が実施するものとされており、貴市の耐震補強等事業の進捗状況、内容によっては、地震、津波によるリスクを運営権者が負担すべきではない場合もあると考えられます。また、貴市の耐震補強等事業の計画に含まれていないが実施すべき耐震補強等がある可能性も考えられます。不可抗力リスクに記載があります「市が予め指定する範囲」を設定するにあたりましては、上記についてご考慮頂けますようお願いいたします。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用される不可抗力事象については、市の負担となります。同法第6条の適用除外規定に該当する場合は、運営権者の負担範囲となります。詳細は、募集要項等において示す予定です。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
393	質問	33	別紙 3			リスク分担保 不可抗力	「市が予め指定する範囲の損害(軽微な損害に限る)は、原則として運営権者が負担する。範囲の詳細は実施契約書(案)に示す。」とありますが、適用に当たってはPPPの精神に則り協議事項となるとの理解でよろしいでしょうか。 ※運営期間が長期に渡ることから、契約の精神が風化するのを防止するためです。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用される不可抗力事象については、市の負担となります。同法第6条の適用除外規定に該当する場合は、運営権者の負担範囲となります。詳細は、募集要項等において示す予定です。
394	意見	33	別紙 3			リスク分担保 不可抗力	軽微な損害や予見可能等の損害について運営権者が負担することになっていますが、例えば、年度事業費の1%といった上限設定を希望します。	原則としては、運営権者が全てのリスクを負うことを基本として考えていることから、上限設定は想定していません。
395	質問	33	別紙 3			リスク分担保 不可抗力	本事業の対象外である管渠側等との複合原因で生じる金銭面に限らないリスク(ex.流入水質を主たる原因とする処理後の水質水準の未達)についてのリスク分担保などの考え方は何処に公表されるのでしょうか？	実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者のリスク負担となりますが、想定していないリスク事象により運営権者の負担が継続的に発生した場合は、市及び運営権者が誠実に協議して定めるものとします。 流入水質に関するリスク分担保については、実施方針該当箇所及び本回答を参照ください。
396	意見	33	別紙 3			リスク分担保 法令等変更	法令変更リスクは全て市の負担でお願いします	本事業について、市が運営しても運営権者が運営しても、等しく発生するリスクは、運営権者に担っていただくことを基本として考えます。法令については、市もまたコントロール不可能であることから、各自がリスクを負うこととします。
397	質問	33	別紙 3			リスク分担保 法令等変更	本事業のみに適用される特定法令の変更リスクの負担につきまして協議となっておりますが、原則として市の負担との理解でよろしいでしょうか。	本事業について、市が運営しても運営権者が運営しても、等しく発生するリスクは、運営権者に担っていただくことを基本として考えます。法令については、市もまたコントロール不可能であることから、各自がリスクを負うこととします。
398	質問	33	別紙 3			リスク分担保 法令等変更	本事業のみに適用される特定条例の変更リスクの負担につきまして、協議となっておりますが、原則として市の負担との理解でよろしいでしょうか。	特定条例変更については、運営権者に生じた損失に係る負担については市と運営権者で協議事項とします。
399	質問	33	別紙 3			リスク分担保 税制変更	「当該事業に直接関係する税制等の変更」について利用料金割合改定の協議事項となっておりますが、原則としては市の負担との理解でよろしいでしょうか。	協議により決定します(市負担が原則ではありません)。
400	質問	34	別紙 3			リスク分担保 計画変更	浜松市横側の自由により計画変更となった場合の、費用が著しく増減する場合がありますが、具体的な金額・割合について基準がありますでしょうか。あるのであれば基準の明記を、ないのであれば判断基準を明記いただけますでしょうか。	市側の事由による計画変更については、現時点では具体的な想定をしていないため、「著しい増減」に明確な基準を設けていません。計画変更が具体化した場合に、運営権者に報告の上、適切に協議します。
401	意見	34	別紙 3			リスク分担保 計画変更	事業内容、用途の変更等市側の事由により計画が変わる場合のリスク負担者は「市」とされていますが、備考欄に「運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合について、協議を行うことができる」と記されています。ここにおける「著しく」の基準が曖昧ですので、「著しく」の文言を削除していただくか、備考の文自体を削除していただくのが望ましいと考えます。	市側の事由による計画変更については、現時点では具体的な想定をしていないため、「著しい増減」に明確な基準を設けていません。計画変更が具体化した場合に、運営権者に報告の上、適切に協議します。
402	意見	34	別紙 3			リスク分担保 瑕疵担保責任	募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等について瑕疵がある場合において、浜松市は責任を負わないとあるが、瑕疵の内容によっては運営権者に多大な損害を及ぼす恐れがあるため、この瑕疵については市が明確に責任を負うべきと考えます。	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。 なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。
403	質問	34	別紙 3			リスク分担保 瑕疵担保責任	募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合、市は、これらの瑕疵については責任を負わないとのことですが、運営権者側に非は無く、予見も不可能であるため、瑕疵については市側が負担するべきと考えますがいかがでしょうか。	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。 なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
404	意見	34	別紙 3			リスク分担保 瑕疵担保責任	開示情報等による瑕疵で運営権者に損害が発生した場合、損害の帰責性に応じて市が負担するとしていただけないでしょうか。	開示情報の内容は、可能な限り確認していることから、開示資料の情報等に関する瑕疵については、市は原則として責任を負わないこととしています。 なお、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に開示資料の情報等に起因する重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。
405	質問	34	別紙 3			リスク分担保 工事費の増大	「著しい物価変動によるコストの増加」以外の理由による工事の増大は運営権者の負担となっておりますが、その他不可抗力に近い(土中埋設物等)コストの増加もありえるため、貴市負担は著しい物価変動のみに限定するべきではないと考えますがいかがでしょうか。	不可抗力に近いものについては、不可抗力のリスクの考え方で対応することを考えています。
406	質問	34	別紙 3			リスク分担保 工事費の増大	「市の指示、変更等に起因する工事費の増大」等は、市の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
407	質問	34	別紙 3			リスク分担保 工事費の増大	「著しい物価変動によるコスト増加につきまして、詳細は実施契約(案)において示す。」とありますが、実施契約書には具体的な数値をもって示されるとの理解でよろしいでしょうか。	著しい物価変動については、募集要項等公表時に示す予定です。
408	質問	33	別紙 3			リスク分担保 国庫補助交付不足	「・・・交付額に応じた工事の実施を原則とする。」ありますが、工事内容の変更に伴うリスク負担は、市であるとの理解でよろしいでしょうか。	市と協議の上で計画を見直すことから、ご指摘のリスクは運営権者が負うものと整理しています。
409	質問	35	別紙 3			リスク分担保 料金未払	「料金未払い」のリスクは運営権者が負うとなっておりますが、以下の2点については、どのようなのでしょうか？ ①市の負う「利用料金徴収代行業務」上の瑕疵はリスク事象(リスク分担保)として見込まれないのでしょうか？また未納への催促は市が実施する徴収代行に含まれないのでしょうか？ ②「料金未払い」が発生すると、市に納付されるべき「使用料未払い」も一時的に発生すると思われませんが、利用率率に従って市債権部分のみを市は回収し、利用率相当だけ運営権者の債権として残すという想定でよいのでしょうか？	①市が行う利用料金収受代行業務において市に過失があった場合には、市がその損害を負担します。当該リスク分担保については、利用料金収受代行業務に関する契約書(案)において示す予定です。また、未納への催促等は市が実施する徴収代行業務に含まれません。 ②ご理解のとおりです。
410	質問	35	別紙 3			リスク分担保 料金未払	事業開始後の新たな滞納については運営権者負担と理解しますが、事業開始以前からの継続的な滞納については、貴市ご対応と考えますがいかがでしょうか。	事業開始前の滞納は市の対応となります。
411	質問	35	別紙 3			リスク分担保 料金未払	「下水道利用料金の滞納による減収」に対して「原則として運営権者がリスクを負うことになる」とあるが、募集要項等公表時に、過去の未回収率等を公表して頂けますか。	募集要項等において示す予定です。
412	質問	35	別紙 3			リスクの内容 需要の変動による利用料 金の増減	リスクは原則として運営権者が負うこととなっておりますが、5年に一度の発意では、需要変動に追従できないという危機感を持ちます。よって別紙2急激な需要変動の発意要件と同様に「臨時」とし、リスク負担者は「協議」にすべきではないでしょうか？	基本的に需要見通しは事業者が行い、その見通しに基づく事業を提案していただくことを考えていることから、需要変動に関するリスクは運営権者のリスクとし、市ではなく原則として運営権者に負担していただきます。 ただし、市が示す利用料金見込額から著しく乖離する場合には、第1-1(11)イ(イ)a)に示す急激な需要変動による協議により各自の負担を検討することを考えています。
413	意見	35	別紙 3			リスクの内容 需要の変動による利用料 金の増減	需要の起因する利用料金の変動に関しては、原則として、運営権者が負う。とありますが、ある一定の割合を超えた場合は、市側の負担でお願いします。	実施方針に記載(第1-1(11)イ(イ)a)のとおりです。一定の割合については、募集要項等公表時に示す予定です。
414	意見	35	別紙 3			リスクの内容 需要の変動による利用料 金の増減	需要の起因する水量の変動に関しては、原則として、運営権者が負う。とありますが、ある一定の割合を超えた場合は、市側の負担でお願いします。	実施方針に記載(第1-1(11)イ(イ)a)のとおりです。一定の割合については、募集要項等公表時に示す予定です。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
415	質問	35	別紙 3			リスク分担保 流入水量の変動	要求水準書(案)で示されている流入水量予測から逸脱した水量の変動が生じた場合には、使用料金又は利用料金設定割合の変更について、貴市と運営権者で協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	流入水量の変動については、使用料等の改定及び利用料金設定割合改定の協議事項ではないと考えています。
416	質問	35	別紙 3			リスク分担保 流入水質の変動	要求水準書(案)で示されている流入基準から逸脱した水質の変動が発生した場合のリスク負担は、市であるとの理解でよろしいでしょうか。	長期間にわたり継続的に流入水質が流入基準を上回る場合、発生する負担について協議により各自の負担を検討することを考えています。
417	意見	35	別紙 3			リスク分担保 流入水質の変動	流入水質について、要求水準書で定めた範囲を長期的に超過する際には、特定事業場等への立入調査などの対応が考えられるが、運営権者でできない範囲が多いと考えられる。そのため、流入水質に起因するリスクは市側に帰属することが望ましいと考えます。	長期間にわたり継続的に流入水質が流入基準を上回る場合、発生する負担について協議により各自の負担を検討することを考えています。
418	質問	35	別紙 3			リスク分担保 流入水質の変動	「…(要求水準書で設定した範囲を長期間にわたり継続的に超える場合は)利用料金設定割合の改定を協議する。」とありますが、長期間の定義を具体的にお願いします。 ※運営期間が長期に渡ることから、契約の精神が風化することを防止するためです。	概ね1ヶ月にわたり継続的に流入水質が流入基準を上回る場合を想定しています。
419	質問	35	別紙 3			リスク分担保 流入水質の変動	「要求水準書等で設定した範囲を長期間にわたり継続的に超える場合」とありますが、長期間とは具体的にどの程度を指すのでしょうか。	概ね1ヶ月にわたり継続的に流入水質が流入基準を上回る場合を想定しています。
420	意見	35	別紙 3			リスク分担保 流入水質の変動	ガソリン流入事故や原発事故対応や不明水などのリスクの考え方についてご教示願います。	ガソリン流入事故や原発事故対応などの不可抗力その他の事由で正常な運転確保ができない場合、協議により各自の負担を検討することを考えています。 不明水については、水量に関する流入基準を超える場合について、協議により各自の負担を検討することを考えています。
421	意見	35	別紙 3			リスク分担保 施設損傷	「施設の損傷」リスクが運営権者負担となっておりますが、本事業開始時点において要求水準を満たさない事象に起因する損傷は運営権者負担とはならないと思料致します。当該項目を「協議」への変更を要望致します。	事業開始時点での施設の瑕疵は、事業着手前の引継ぎ期間を含めて施設を確認する機会を1年間設けておりますので、その期間内に重大な瑕疵が判明すれば対応を検討することを考えています。
422	質問	35	別紙 3			リスク分担保 物価変動	物価変動によるコストの増大が発生した際は、使用料金又は利用料金設定割合の変更について、貴市と運営権者の協議事項となっておりますが、原則として市の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に記載(第1-1(11)イ(イ)、第3-1⑤)のとおりです。原則として物価変動に起因するコスト増減は運営権者のリスク負担となります。一方、急激な電力料金単価等の変動については、利用料金設定割合の協議事項です(市負担が原則ではありません)。
423	質問	35	別紙 3			リスク分担保 任意事業	「任意事業の不振・事業計画不履行」とあるが、期間中に任意事業を中止した場合、直接的に運営権者が被る不利益以外で、市から運営権者に対するペナルティ等はないとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、任意事業は運営権者の判断により実施されるものですので、ペナルティはありません。ただし、本事業の安定的な実施に支障を及ぼす場合には、市は注意又は指導を行う場合があります。(モニタリングの方法は、募集要項等公表時に示す予定です。)
424	質問	36	別紙 4-1			西遠浄化センター一般平面 図(全体)	敷地境界データが入ったCADデータを提供して頂くことは可能でしょうか。	CADデータはありませんので、提供は困難です。
425	質問	36	別紙 4-1			西遠浄化センター一般平面 図(全体)	焼却炉増設予定地について、運営権者が焼却炉の増設の義務を負うことにはならないでしょうか。当該予定地が設けられている経緯があれば、ご教示頂けませんでしょうか。	運営権者による増設の義務はありません。なお、当該予定地は、焼却炉改築時に利用することも可能です。
426	質問	36	別紙 4-1			西遠浄化センター一般平面 図(全体)	当該平面図では、浄化センターと海岸の間に空き地があるように見受けられます。この土地も任意事業に活用可能な用地という理解でよろしいでしょうか。 (任意事業に活用可能な用地の範囲を明示願います)	募集要項等において、任意事業が実施可能な用地を示す予定です。
427	質問	37	別紙 4-2			西遠浄化センター一般平面 図	水処理棟1, 2系は多目的広場として開放されていますが、市民の公園の使用等のリスクは運営権者に責がない場合(管理責任を果たす)は、市民と考えてよろしいでしょうか。	個別の案件ごとに判断することになりますので、現段階ではお答えすることは困難です。
428	質問	37	別紙 4-2			西遠浄化センター一般平面 図(拡大)	現状の「多目的広場」の利用状況についてご教示願います。	平成26年度は、5,201人の利用申請がありました。

No.	意見 質問	頁	章	節	細 節	項目名	内容	回答
429	質問	40	別紙 5			西遠処理区一般平面図	他の処理区から西遠処理区への汚水の流入、もしくは西遠処理区から他の処理区への汚水の流出はありますか。	現在のところ、他の処理区から西遠処理区への汚水の流入、西遠処理区から他の処理区への汚水の流出のいずれもありません。

他は、募集要項等公表後に回答します。

頁、章、節、細節及び項目名については、事務局にて一部加筆、修正をしています。